

CPRC ディスカッション・ペーパー

競争政策研究センター

公正取引委員会

フランス・ブッキングドットコム事件と確約手続，裁判所による競争制限行為
規制及び事業法

—オンライン旅行取引分野における同等性条項をめぐって—

Jérôme Fabre

BDGS Associés 法律事務所

和久井理子

大阪市立大学大学院法学研究科特任教授・公正取引委員会競争政策研究センター主任研究官

CPDP-67-J January 2018

100-8987 東京都千代田区霞が関 1-1-1

URL:<http://www.jftc.go.jp/cprc/index.html>

E-mail:cprcsec@jftc.go.jp

フランス・ブッキングドットコム事件と確約手続，裁判所による競争制限行為 規制及び事業法

—オンライン旅行取引分野における同等性条項をめぐって—

Jérôme Fabre

BDGS Associés 法律事務所

和久井理子

大阪市立大学大学院法学研究科特任教授・公正取引委員会競争政策研究センター主任研究官

CPDP-67-J January 2018

要旨

本稿では、ブッキングドットコム (Booking.com) の課した同等性条項等にかかるフランス競争当局による確約決定，裁判所の判決及び旅行業法改正について検討し，オンライン旅行事業（宿泊予約）分野における有力なプラットフォーム事業者に対してフランス競争法及び EU 競争法がいかに適用・執行され競争政策がどのように実現されたかを明らかにする。

ブッキングドットコムの課した同等性条項に対しては複数の国で調査が行われたが，フランス競争当局の確約決定は，広域型同等性条項について競争法違反のおそれがあるとした EU 加盟国競争当局の決定中，競争への影響及び確約決定の効果を最も詳細に論じている。本稿では，フランス競争当局の確約決定並びに確約決定の事後評価及び EU 加盟国諸国で行われたモニタリングの結果をみることにより，プラットフォーム事業者による同等性条項の賦課が競争に与える影響（さらにこれらを判断する前提として市場画定や画定された市場における競争の状況をいかに評価すべきか）については依然として未解明の事項が多いこと，もっともこの種の行為がもつ競争上の影響についてはある程度の了解ができつつあるといえそうであること，そしてその内容は①プラットフォーム事業者がホテルから獲得する手数料の水準が当該事業者の運営するプラットフォーム上で提供される宿泊料金等に反映されないことを通じた予約チャンネル間の競争緩和 (softening) 及び②排除を通じた悪影響，ならびに③ただ乗り防止を通じた投資促進という効率性改善ないし競争促進効果であることを説明する。

フランスには，競争当局による法執行に加えて，経済財務大臣による提訴，商事実務検討委員会に対する意見照会等の競争法エンフォースメントのための公的制度が複数存在し，日本の優越的地位濫用規制にも似た規制が行われている（競争制限行為の規制）。プラットフォーム事業者の行為が不公正取引の観点からいかに評価されるのかについて関心が高まりつつあり，また日本の独禁法執行制度についてはかねてから議論があるところ，本稿では，ブッキングドットコムの同等性条項ほか各種契約条項

について、これらの制度がいかに活用され、プラットフォーム事業者が取引の相手方に過大で均衡を失する不利益を課すものであって競争制限行為にあたらぬか等の裁判所等による検討の結果がいかなるものであったかを示す。

フランスにおけるホテル及びホテルの団体は、上述した様々な制度及び立法を含む複数の手段を通じて問題の行為の除去をはかった。フランスの競争法執行体制は公的執行方法を複数用意し、各フォーラムにおいて競争制限行為ないし排除行為の影響を受ける企業（私人）らに手続への関与を広く認めているところに特徴があり、本稿ではその具体的なプロセスを明らかにする。

フランス固有の競争法は改正が多い一方で、言語上の制約のためにその理解が容易ではない。確約決定も日本ではその内容が詳細に知られることは稀である。このため、本稿では、フランス競争法の関連する規定の邦訳（逐語訳）を収め、確約決定の内容を詳細に訳出するなど、資料の説明・叙述を詳しく行っている。

本 DP の内容は公正取引委員会の見解を示すものではなく、文責は執筆者のみに帰する。

フランス・ブッキングドットコム事件と確約手続、裁判所による競争制限行為規制及び事業法 —オンライン旅行取引分野における同等性条項をめぐる—

Jérôme Fabre (ジェローム・ファール)

和久井理子

第1章 はじめに

1 問題の所在

プラットフォーム事業者に対して競争法をいかに適用するかが日本内外で議論されている。従来は、多面市場性をもつプラットフォームの市場支配力をいかに測定するかや、プラットフォームのもつ多面市場性を競争への影響の効果をみる上でいかに考慮するかといった問題が議論の中心であったように思われる。これらの問題が依然として重要な研究課題である状況には変わりがないが、最近ではプラットフォーム事業者の行う諸行為について不公正な取引慣行 (unfair trading practices) の観点からの規制が必要ではないかという問題意識からの検討が行われるようになってきていることが注目される¹。

本ディスカッションペーパーでは、フランスにおけるブッキングドットコム (Booking.com) の同等性条項をめぐるフランス競争法及び EU 競争法に基づく競争当局による確約決定、裁判所への提訴と判決及び立法の動きについて検討する。旅行事業は仲介型プラットフォームが大きな成功を収めてオンライン化が進んでいる事業分野の一つであり、ブッキングドットコムは欧州内外でオンライン旅行事業者として大きな成功を収めつつある事業者である。この一方で、ブッキングドットコムの行う行為が競争を制限したり、取引の相手方であるホテルに対して不当な不利益を課したりするものではないかとして複数の国で調査等が行われてきている。フランス競争当局は確約決定によって事件を終結させたのであるが、同当局の決定文は、広域型同等性条項をその競争緩和効果に着目して²競争法違反のおそれがあるとした EU 加盟国競争当局の決定中、市場画定、競争への悪影響の生じ方、確約決定により禁じるべき行為を最も詳しく明らかにしているという特徴がある。さらに、競争当局の調査等に並行して行われた裁判等では、同等性条項及びそれ以外の種々の取引条件について、日本の優越的地位濫用規制にも似たフランス競争法の規定に照らした判断が行われ、これらの判断例は、プラットフォーム事業者が行う各種の行為が不公正な取引慣行の観点からいかに評価、規律等されうるかを示す事例となっている。ブッキングドットコム事件は、確約決定手続が具体的にどのように利用されるかや、垂直的・排他的行為

¹ See, e.g., European Commission, Communication to the European Parliament, the Council, the European Economic and Social Committee and the Committee of the Regions, Online Platforms and the Digital Single Market Opportunities and Challenges for Europe (COM(2016)288) (25 May 2016) < <https://ec.europa.eu/digital-single-market/en/news/communication-online-platforms-and-digital-single-market-opportunities-and-challenges-europe>>.

² 広域型、競争緩和効果などの概念については、次項以下で説明する。

規制における EU 加盟国の法執行とこの間の協調・連携のあり方、さらには次章以下で詳説するように競争当局、経済担当大臣、商事实務検討委員会等、複数のフォーラムが用意されている状況下で一定の問題がどのような過程を経て解決されるに至るかを知らずとも興味深い事例となっている。

以下、本章の残りの部分では、ホテル宿泊予約の仲介を行うオンライン旅行業者の課す同等性条項の競争上の効果について概観し、フランスにおける競争法の内容とエンフォースメントの体制（確約手続の詳細な説明を含む。）について説明した上で（第 2 章）、まずブッキングドットコム等の行為ならびにフランスにおけるブッキングドットコムに対する一連の法執行及び立法の動きを鳥瞰し（第 3 章）、ついで、商事实務検討委員会の諮問意見（第 4 章）、競争当局による確約決定手続（第 5 章）、パリ商事裁判所判決（第 6 章）について詳細を述べ、旅行事業分野における事業法にあたる旅行業法の改正についてみる（第 7 章）。第 8 章では、フランス内外での事後検証とその結果について述べる。なお、EU 内外でオンライン旅行業者に対して行われた法執行の状況及びオンライン旅行業者側の同等性条項の利用停止（自主的なものを含む。）については、第 3 章 2 に説明がある。フランス固有の競争法（商事法典内に規定がある。）は改正が多い一方で、言語上の制約のためにその理解が容易ではない。このことは、確約決定等にもあてはまるものと思われる。このため、本ペーパーでは、フランス競争法の関連する規定の邦訳（逐語訳）を収め、確約決定の内容を詳細に訳出するなど、資料の説明・叙述を詳しく行っている。

2 プラットフォーム・ビジネスと同等性条項

(1) 卸売モデルと仲介モデル

同等性条項については、日本においても公取委によるアマゾン事件調査結果の公表が行われたこともあって³、その機能及び競争への影響に対する理解が進んだ。以下では、簡単に、プラットフォーム事業者の課す同等性条項がいかなるものであり、それが競争にどのような影響をもつかを概観する。

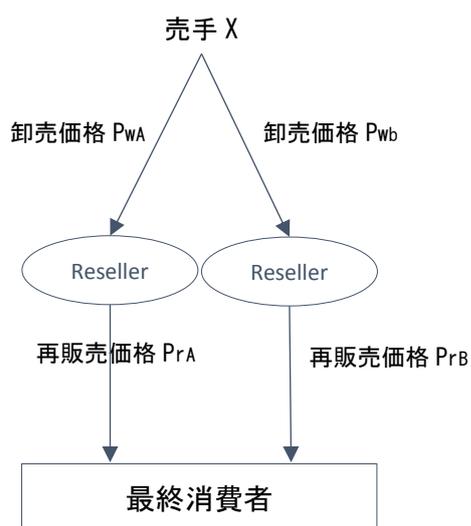
同等性条項の作用は、これを課す者（プラットフォーム事業者等）が、卸売型モデルをとる場合と仲介型モデル（又は代理店モデル、エージェンシー・モデル）をとる場合とで異なるものとなる。

卸売型モデルの下では、プラットフォーム事業者は再販売を行い、プラットフォームを通じて商品・役務を提供する者（出品者、ホテル等。以下、「商品役務提供者」という。）は、売残りリスクを負わない。そして、このモデル下でプラットフォーム事業者が商品役務提供者に対して同等性条項を課す場合には、この条項は、典型的には、商品役務提供者がプラットフォーム事業者に対して卸売を行う際の価格等取引条

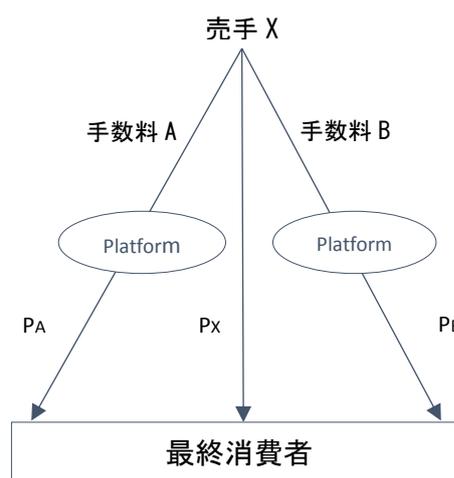
³ 公取委「アマゾンジャパン合同会社に対する独占禁止法違反被疑事件の処理について」（2017年7月1日）及び同「アマゾン・サービシズ・インターナショナル・インクからの電子書籍関連契約に関する報告について」（2017年8月15日）参照。さらに第1の報道発表について、栗谷康正〔事件解説〕・公正取引 801号 82頁参照。

件についての同等性を要求する内容をもつ。プラットフォーム事業者は、調達した商品・役務を自己のプラットフォームでどのような条件で販売するかを自由に決定できることから、同等性条項は異なるプラットフォームの間で価格を統一的なものとする効果をもたないことが通常である。

これに対して、仲介型モデルの下では、プラットフォームを通じて供給される商品・役務の価格等取引条件を決定するのは、当該商品役務の供給者である。この中でプラットフォーム事業者が商品役務提供者が同等性条項を課す場合には、この条項は、商品役務提供者が当該プラットフォーム事業者が運営するプラットフォームを通じて行う取引の価格等取引条件を他のプラットフォームないしプラットフォーム以外の流通経路を通じて行う取引に適用される価格等取引条件に比して同等又はより有利なものとするようにすることを求める内容のものとなる。そして、同等性条項は、プラットフォーム間競争等、異なる経路間での価格競争のあり方に直接的に影響を与えることになる。



[卸売モデル]



[仲介モデル]

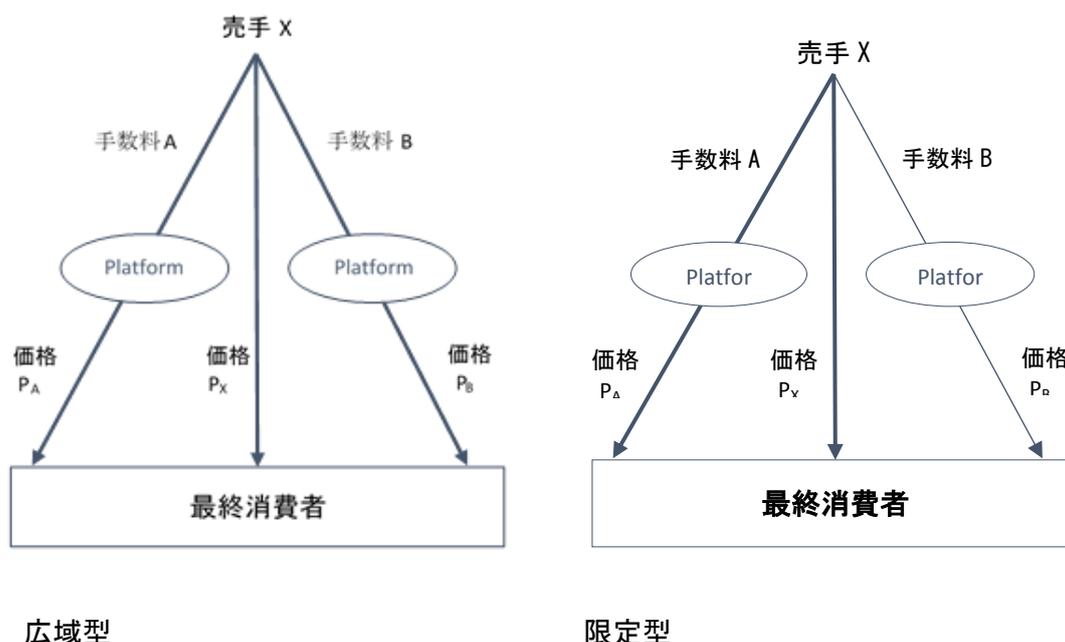
上の説明を図を用いて例示的に説明すると、左の図「卸売モデル」においてプラットフォームは「再販事業者 (reseller)」の段階に位置しており、このうち左側の事業者が価格について同等性条項を売手に課す場合には、その内容は「卸売価格 $P_{wA} \leq$ 卸売価格 P_{wB} 」というものとなる。これに対して、右の図「仲介モデル」においてプラットフォーム事業者が価格について同等性条項を売手に課す場合には、競合するプラットフォームとの関係でこれを規定する場合には「販売価格 $P_A \leq$ 販売価格 P_B 」、直売との関係でこれを規定する場合には「販売価格 $P_A \leq$ 販売価格 P_x 」というものとなる。

フランスにおける主要なオンライン旅行業者は、ブッキングドットコム (Booking.com)、エクスペディア (Expedia) 及び HRS であり、これらはいずれもホ

ホテル宿泊予約を仲介するプラットフォーム事業を営む。いずれの事業者も仲介型モデルを採用しており、自己のプラットフォームを介して成立した宿泊予約について、ホテルから手数料を徴収する。宿泊客に対してホテルの宿泊料金等取引条件を決定するのはホテルであって、オンライン旅行業者は在庫（売残り）リスクを負わない。オンライン旅行業者がホテル及び宿泊客に対してどのような役務ないし機能を提供しているかについて、さらに詳細は第5章3（1）を参照されたい。なお、そこでも触れられているように、手数料の水準は通常、宿泊料金の15-30%である。

(2)広域型同等性条項及び限定型同等性条項

プラットフォーム事業者の課す同等性条項は、その適用範囲により限定型（ナロー型／*narrow*）又は広域型（ワイド型／*wide*）に分類される。「限定型」は、商品役務供給者（例えばホテル）自らが顧客（宿泊客）に販売を行う際一言い換えれば直売の場合一の価格（宿泊料金）等取引条件との比較において同等性を要求するものをさし、「広域型」は、直売の場合において適用される価格（宿泊料金）等取引条件及び他のプラットフォーム上で提示する価格（宿泊料金）等取引条件との比較において同等性を要求するものをさす。



上の図を用いて説明すると、価格（宿泊料金）について限定型の同等性条項が課される場合には「 $P_A \leq P_X$ 」が求められるのに対して、同等性条項を課す場合には、これに加えて「 $P_A \leq P_B$ 」とすることも要求されることになる。

フランスのオンライン旅行業者らは、ホテルに対して広域型同等性条項を課していた。

(3)競争への影響

仲介型モデルを採用するプラットフォーム事業者が商品役務提供者に対して課す同等性条項は、広域型か限定型かにより異なる効果を持つ。以下では、オンライン旅行者とホテルとの間で仲介型モデルによる取引が行われた場合の同等性条項の効果について概観する。

① プラットフォーム事業者間の競争の緩和

広域型同等性条項がなければ、ホテルは自由にプラットフォーム上で提示する宿泊料金等取引条件を決定し、宿泊料金等はプラットフォームごとに異なるものとなりうる。この状況下では、プラットフォーム事業者は、シェアを拡大するために手数料を下げることで自己のプラットフォーム上で提示される宿泊料金等を低めようとするものと考えられる。

これに対して、同等性条項が課されていると、自らがホテルから徴収する手数料の水準にかかわらず宿泊料金等取引条件は他のプラットフォーム上で提供されるものと同等的ないし有利なものとなる。このために、オンライン事業者の手数を減額する意欲（インセンティブ）は減る。そして、このために、プラットフォーム事業者の手数をめぐる競争は減る。

もっとも、プラットフォームの段階における競争が十分に活発であれば、ホテル側には手数料の高額化をもたらす同等性条項を課すプラットフォーム事業者を回避することができるはずであって、上記のようなインセンティブ減殺効果とそれによる競争への悪影響が深刻となるのは、当該プラットフォームが宿泊予約獲得上特に重要であり、又は、他のプラットフォームも並行して類似の同等性条項を課しており代替的取引先を探すことが困難である等の事情によりホテルが当該プラットフォームとの取引を行わざるを得ない場合であると考えられる。

② ホテルとプラットフォーム事業者の間の競争の緩和

ホテルがプラットフォームを通じることなく自ら予約を獲得する場合の取引との比較においても同等性が要求されることになると、次の理由から、同等性条項を課すプラットフォームとホテルとの間の競争が減少しうる。

第一に、このような条項が課されている下では、ホテルが直売経路において宿泊料金を下げれば、その低い宿泊料金をプラットフォーム上でも提示しなければならなくなり、ホテルが直売経路で値下げをする意欲が減る。

第二に、ホテルが直売の方法により提供する場合の宿泊料金がプラットフォーム上のそれと同等になることになると、宿泊料金等取引条件の透明性が増大し、ホテルらが宿泊料金等について協調的行動をとることになる可能性がある。もっとも、この透明性が向上することにより協調的行動がとられやすくなるのは集中度が高く、かつ、役務の内容・質及び費用における役務提供者間の対称性が高い状況下であると考えられるところ、フランスにおけるホテルについては、集中度が低い上に対称性も欠いていることから、このような協調促進効果は生じにくいとは考えられる。

③ 小規模又は新規のオンライン旅行業者の参入・事業拡大を妨げる効果（排除効果）

オンライン旅行事業者にとって、自己のプラットフォーム上で提供されるホテルの取引条件を宿泊客にとって魅力的なものとするは、事業活動を行い拡大するための重要な手段である。宿泊予約プラットフォームについては、宿泊予約側のユーザーが増えればホテルが増え、ホテルが増えればユーザーが増えるという関係に立つことから、自己のプラットフォームを通じた予約の件数を維持することが重要である。

この中で有力なオンライン旅行業者がプラットフォーム上で提示する宿泊料金のように競争上重要な事項について同等性条項をホテルに対して課すと、新規参入者や地位の低いオンライン旅行業者は、当該事項について他のオンライン旅行業者より有利な条件を提示して自己のプラットフォームを差別化することができなくなる。そして、このことが、新規参入や規模の小さいオンライン旅行事業者の規模拡大を妨げる効果を生じさせることがある。

④ 効率性改善を通じた競争促進効果

同等性条項は、ただ乗りを防ぐことにより、プラットフォームの機能向上に向けた投資を促進するという効率性改善効果をもたらす。ただ乗りは、具体的には、宿泊者たるユーザーが、宿泊先の発見・選択にあたって情報が豊富に掲載され検索機能等のすぐれた特定のプラットフォームを利用しながら、当該プラットフォームを通じることなく他のプラットフォームを通じて又はホテルとの間で直接に予約を行うこと一なお、この場合には、検索に利用されたプラットフォームは手数料収入を得ることができない一により生じる。このような、ただ乗りは、プラットフォーム間でも、ホテル・プラットフォーム間でも生じうる。

上記のようなただ乗りがあるとすれば、その原因は、オンライン旅行事業者は自己のプラットフォームを介して予約がなされなければ手数料収入を得られないというビジネスモデルが採用されていること及びプラットフォーム間又はプラットフォームと直売との間で宿泊料金に差があるためである。そして、同等性条項は、これらのうち第二の状況（宿泊料金の差）を解消・縮減するために用いられうる。上記のようなただ乗りが生じており、このために投資が過少となっているのであれば、ただ乗りの程度を縮減し投資を促進することは、プラットフォームの機能向上を促進し、宿泊客側のユーザーに対して検索費用を削減する等の便益をもたらすことになるだろう。

第2章 フランスにおける競争を制限する行為の規制

1 はじめに

フランス競争法は、①EU競争法、②これに似た内容をもつ市場における競争への影響に着目したフランス競争法（経済的従属的地位の濫用規制を含む）、及び、③市場における競争への影響の有無にかかわらず適用される競争制限行為の規制等からなる。EU競争法の規定以外は、フランス商法典（Code de Commerce）の中に規定が設けられている。

ブッキングドットコム事件では、上記①ないし③に含まれる規定が用いられた。以下、本章では、これらの規定及び運用体制を概観する。

2 EU 競争法

欧州理事会規則第 1/2003 号 5 条及び 6 条により、EU 加盟国の競争当局及び裁判所は EU 機能条約 101 条及び 102 条を適用する権限を有する。フランスでは、フランス競争当局 (Autorité de la concurrence) 及び裁判所がこの権限を有している。

3 フランス競争法

(1) はじめに

フランス固有の競争法 (企業結合にかかるものを除く。) は、①EU 競争法に類似する規定及び経済的依存状態の濫用にかかる規定 (商法典 L420-1 条及び L420-2 条)、ならびに、②種々の競争制限行為を禁止する規定 (L442 条等) に大別することができる (②・③について資料 1 参照) (以下、「商法典」の記述を略する。)。これらのうち競争当局が執行するのは①であり、②は主として経済大臣が裁判所に提訴することにより適用される。②については、商事実務検討委員会に勧告的意見を求める制度も存在する。

(2) L420-1 条及び L420-2 条—市場における競争に影響を与える行為の規制—

L420-1 条は、EU 機能条約 101 条 1 項に対応し、L420-2 条前段は EU 機能条約 102 条に対応する。これらに加えて、L420-2 条後段では、経済的依存状態を濫用することを禁止する。この規定に該当するというためには、経済的依存状態の存在及びその濫用に加えて、競争の機能又は構造に影響が及ぶことが必要である。EU 機能条約第 101 条第 3 項に似た規定として L420-4 条があり、この規定に基づいて L420-1 条及び L420-2 条につき適用免除を行うことができる⁴。なお、不当廉売については、これらとは別途、L420-5 条が存在する。

これらの規定は、競争当局が執行する (L426-6 条)。競争当局は独立行政機関であり、局長 (常勤 1 名)、副局長 (常勤 4 名)、その他理事会構成員 (12 名) からなる計 17 名で構成される⁵。

⁴ EU 競争法と異なり、競争制限的な合意 (欧州機能条約 101 条 1 項) のみならず、支配的地位の濫用についても明文上で適用免除が可能とされている。

⁵ 違反事件処理の体制等について、邦語での紹介に、田辺治「フランス競争法における違反事件処理の体制及び処理状況について」公正取引 583 号 44 頁 (1999 年) がある。

執行の方法としては、差止を命じること、公表すること、制裁金の賦課、保全措置を講じること及び確約決定を行うことがある。確約決定手続きについては、詳細を後述する（(5)参照）。

競争当局の決定に対する取消請求等については、パリ控訴院が専属管轄を有する。

(3) L442 条（競争制限行為の禁止）等

L442 条では、「競争制限行為（Des pratiques restrictives de concurrence）」と呼ばれる行為が規制されている⁶。競争制限行為の中には、原価割れ販売（L442-2・3 条）、再販売価格拘束（L442-5 条）、権利又は義務について著しい不均衡を生じさせる行為（L442-6 条 I 項 2 号）等が含まれる（資料 1 参照）。

① 経済担当大臣による商事裁判所への提訴

競争制限行為の禁止規定は、主として、経済担当大臣（現在は経済財務大臣）が、商事裁判所に訴えを提起することにより執行される（L442-6 条 III 項）。経済担当大臣が提訴して出された判決の数は 2014 年・15 件、2015 年・19 件、2016 年・9 件である（資料 2 参照）⁷。私人も L442 条違反行為に対して訴えを提起することができ、また、競争当局局長も L442-6 条に規定される行為については裁判所に提訴することができる（L442-6 条 III 項）。

請求の内容一言いかえれば裁判所が執ることができる救済等の内容—には、行為の差止め、契約又は契約条項を無効とすること、不法に取得された利得の返還を命じること、損害賠償を命ずること、5 百万ユーロ以下の民事罰金（amende civile）の納付

⁶ 競争制限行為の規制について説明した邦語文献として、ジャン・ドンヌデュ・ド・ヴァーブル「フランスにおける競争政策」公正取引 410 号 15 頁以下（1984 年）、八木眞幸「フランス新競争法の施行」公正取引 439 号 71 頁以下（1987 年）[「価格・競争命令」中第 4 章に関する部分]、奥島考康「フランス新競争法の構造（中・下）—1986 年の価格・競争令をめぐって」公正取引 452 号 33 頁以下・同 454 号 49 頁以下（1988 年）[「市場の透明性の確保」及び「制限的行為」に関する部分]、山木康孝「フランスにおける競争法とその違反に関する損害賠償制度について」公正取引 479 号 12 頁以下（1990 年）[「制限的行為」に関する部分]、山田弘・田中久美子「フランスの競争法について（中）」公正取引 559 号 72 頁以下（1997 年）[「取引関係の破棄」及び「36 条」に関する部分]、大澤彩「事業者間契約における不当条項規制をめぐる立法的視点—近時のフランス法を題材に(1)」法學志林 108 巻 4 号 4 頁以下（2011 年）、長尾愛女「フランス競争法における相対的市場力規制の導入と展開」法学研究論集第 41 号 225 頁以下（2014 年）[「著しい不均衡」概念に関する部分]、ジェローム・ファーブル「フランスの大規模小売分野における不公正取引の規制—フランス商法典 L442-6 条による制限的行為の禁止」公正取引 769 号 40 頁（2014 年）がある。

⁷ DGCCRF, Bureau 3C - Commerce et Relations Commerciales Cour des Comptes, Le bilan de la jurisprudence civile, administrative et pénale 2016 (Mai 2017), <https://www.economie.gouv.fr/files/files/directions_services/cepc/etude/Bilan_decisions_judiciaires2016_dgccrf.pdf>.

を命じることが含まれている。経済担当大臣は、自ら、違反行為に対して行政処分を行う権限は有さない。

執行において大臣を補佐等するのは経済財務省の内局である競争・消費・詐欺防止総局 (Direction générale de la concurrence, de la consommation et de la répression des fraudes, DGCCRF) である⁸。同局は、例えば 2015 年中に、自ら又は申告を受けて、納入業者と流通業者の間の取引 (スーパーマーケットによる共同購入協定の影響等)、農産物サプライチェーンにおける下請取引、ファーストフード分野等におけるフランチャイズ取引、スマートフォン・タブレット用アプリケーションソフト開発事業者と同ソフト配信プラットフォーム事業者間の取引、ストリーミング・ダウンロード用プラットフォーム (レコード会社・サービス加入者等) 取引、果物・野菜生産者と卸売・加工業・中央購入センター間の取引等について調査を行っている⁹。

パリの商事裁判所には競争上の問題を専門的に扱う部が存在する。この部に属する判事は職業裁判官ではなく、同業事業者から選ばれ、ボランティア・ベースで裁判に関する職務を遂行する。競争法事件を専門的に扱うために競争法に関する事項については専門性が高い上に、もともと事業者であるために経済・産業について専門的知見を有するとみられている。商事裁判所 (第 1 審) の判決については、パリ控訴院が専属管轄を有する。

なお、これらとは別に、経済担当大臣及び競争・消費・詐欺防止総局は、L441-6 条及び L443-1 条に基づく支払遅延行為の規制も行っている。これらの規定に反する支払遅延行為が行われた場合には、自然人については 7 万 5 千ユーロ以下、法人については 2 百万ユーロ以下 (但し、2 年以内に繰り返した場合にはこの 2 倍の額) の行政上の制裁金 (amende administrative) が課される (執行状況について資料 3 参照)。

② 商事实務検討委員会

競争制限行為にかかる実務においては、商事实務検討委員会 (Commission d'examen des pratiques commerciales, CEPC) も重要である。同委員会は、競争に関する問題について諮問的意見を述べる機関である。意見に法的拘束力はないものの実務上の影響は大きい。

商事实務検討委員会は、2001 年 5 月 15 日の新経済規制にかかる法律による商法改正 (L440-1 条) により創設された。同条によれば、委員会の機能は、事業、広告、製造業者、納入業者及び再販売業者の事業上に関係にかかる諸事項について意見又は勧告を行うこと、及び、良き事業慣行の発展を含む諸事項について勧告を行うことである。

⁸ただし、ブッキングドットコム事件提訴には DGCCRF の内局である企業・競争・消費・労働・雇用地域総局 (Directions régionales des entreprises, de la concurrence, de la consommation, du travail et de l'emploi, DIRECCTE) も関与した。これに対して、エクスペディア事件提訴には企業・競争・消費・労働・雇用地域総局は関与していない。このような違い及びブッキングドットコム事件提訴に同局が関与した理由は明らかではない。

⁹ DGCCRF, Resultats 2015, <https://www.economie.gouv.fr/files/files/directions_services/dgccrf/dgccrf/rapports_activite/2015/dgccrf-resultats2015.pdf>.

る。委員会は、職務遂行上、私人及び政府機関から意見聴取等を行うことができるほか、競争・消費・詐欺防止総局及び競争当局報告官に調査を行わせることができる。

委員会は、互選により選ばれた委員長と委員、事務局により構成される。事務局は、競争・消費・詐欺防止総局が管轄する。執筆時において、委員会を構成する者（事務局 3 名を含む。）は 44 名であり、このうち 16 名が納入業者の団体ないし機関のメンバー、16 名が流通業者の団体ないし機関のメンバーであり、2 名が大学教授である。

委員会における手続きは、申立てをもって始まる。経済担当大臣、事業分野に関係する大臣、競争当局局長、法人（専門家団体及び事業者団体を含む。）、認定消費者団体、商工会議所又は農業に係る団体・機関、農業上の関係にかかる仲裁人及び一定の事業上の慣行により被害を受けた製造業者、納入業者又は販売業者は、委員会に対して申立てを行うことができる。申立人が誰であるかは秘密とされる。近年の申立件数は、2014 年・53 件、2015 年・38 件、2016 年・42 件である¹⁰。

委員会に申立てが行われると、委員会構成員中委員長によって選出された者又は委員会外の専門家たる報告官による調査が行われ、報告書及び意見又は勧告案の作成、及び委員会への提出が行われる。委員会は、この意見案等を受けて、本会議又は当該問題にかかる検討会の形式による会議を開催して決定を行う。

委員会により発出された意見は、申立人に対して通知される。委員会は、意見を公表するか否かを決定することができる。申立の際に、申立人は、正当な利益を保護するために意見を公表しないよう求めることができる¹¹。執筆時においてウェブサイト上に掲載されている意見の発出年別内訳は、2002 年・1 件、2004 年・8 件、2005 年・1 件、2006 年・1 件、2007 年・7 件、2008 年・6 件、2009 年・14 件、2010 年・18 件、2011 年・10 件、2012 年・7 件、2013 年・11 件、2014 年・10 件、2015 年・27 件、2016 年・18 件である。内容としては、支払期日、販売条件（いずれも L441-6 条）等が多く、L442 条以下の規定に関する意見の中では、L442-6 条 1 項 2 号（権利又は義務について著しい不均衡を生じさせる行為）に関する意見が最も多い（55 件）（資料 4 参照）。

(4) 刑事制裁等、その他

L420-6 条では、自然人に対する刑事罰が規定されており、この規定に基づいて検察庁 (le ministère public) は訴追を行う。刑事事件については、大審裁判所 (Tribunal de grande instance) が管轄し、この判決の控訴についてはパリ控訴院が専属管轄を有する。刑事訴追は稀であり、入札談合のような悪質性の高い事件に限られている。

¹⁰ Rapport annuel d'activité, Année 2016, 11
<https://www.economie.gouv.fr/files/files/directions_services/cepc/rapports/Rap_cepc2016.pdf>.

¹¹ Ministère de l'Économie et des Finances, Commission d'examen des pratiques commerciales (CEPC) <<https://www.economie.gouv.fr/cepc>>.

(5) 確約決定手続について

フランス競争当局は確約決定を行うことができる。この制度の詳細は次の通りである。

① 関係する規定等

EU の理事会規則第 1/2003 号は、加盟国競争当局に確約を受け入れる権限を付与している。また、L462-4 条では、L420-1 条、L420-2 条及び L420-5 条に反する行為について確約を受け入れる権限を与えている。確約決定手続については商法典 R464-2 条に規定があるほか、当局が手続に関する告示を公表している（2009 年 3 月 2 日）¹²。これらによれば、フランスにおける確約手続の範囲、確約決定までの手続き等は以下のとおりである。

② 目的及び適用範囲

告示によれば、確約決定手続は違反決定手続に比べてより柔軟かつ迅速な手続であり、その目的は、事業者に、事業者自身がイニシアチブをとって、競争上の懸念を生じさせる行為を終了し、又は、かような行動を将来的に変更させることにある。

告示では、本手続の競争当局にとっての利点が次のように説明されている（告示 6 項）。

- ・かなりのサンクションを課すことが必要であると一義的には考えられない性質又は効果をもつ事例において早期の事件解決が行うことができるようにすること
- ・市場における自発的な競争の維持又は回復に焦点があること
- ・フランス競争当局の行政資源を節約することによって、これを最も重大な違反行為に集中させることが可能となること

また、告示では、審査を受ける事業者にとっては確約手続は次の利点をもつものと説明されている（告示 7 項）。

- ・手続の迅速化、及び、指摘された競争上の懸念に対する適切な解消措置を発見する過程に自発的に寄与することを可能とすること
- ・違反かどうかの判断なく、かつ制裁金を賦課されることなく事件を終結させることができること

上記(1)にあげる規定に違反する行為中いかなる行為について確約手続を用いることができるのかについての規定は、法律には存在しない。

フランス競争当局は、実務上、確約手続を迅速に終了させることができる現に生じている競争上の懸念が生じている場合に利用し（告示 9 項）、市場に与える弊害に照らして制裁金賦課が相当だと考えられる場合には確約手続は利用せず（同 11 項）、な

¹² Autorité de la concurrence, Notice on Competition Commitments Issued on March 2nd, 2009, <http://www.autoritedelaconcurrence.fr/doc/cpro_enga_2mars09_uk.pdf>.

かでもカルテル等の深刻な形態の共謀及び経済に重大な影響を現に生じさせた支配的地位濫用行為には確約手続は利用しないことを明らかにしている（同）。告示制定時までには確約手続が利用されたのは、主として市場へのアクセスを妨げる単独行為及び垂直的行為であるとされている（同 12 項）。フランスが 2016 年に OECD に提出した文書においても、単独行為及び垂直的行為が確約決定に適しているとの見方が示されている¹³。

なお、競争当局は、通常は、調査担当者（investigation services）と決定を行う者（委員会、Board）を厳格に分離しているが、確約決定に関する手続きについては例外的に柔軟な手続きをとるようにしており、報告官（rapporteur）（case handler に相当する。）と委員会の間で協議（下記）の段階から連携をとるなどして法的確実性を確保するようにしている（告示 32 項）¹⁴。

③ 予備的検討—競争法違反のおそれがあることの検討

確約決定は、競争法違反か否かの予備的検討（preliminary assessment）（これは、調査後、異議告知書発出前に行われる。）の後に行うことができるとされている（R464-2 条）。異議告知書が出された後には、確約手続は利用できなくなる（告示 13 項）¹⁵。

事業者は、競争法上の問題について競争当局による法適用を受ける可能性があることを知った場合には、調査担当者に連絡をとって確約手続を利用することができるかどうかを確認することができる（告示 14 項）。ただし、この確認を行うことができるのは、異議告知書発出前に限られる（同）。

予備的検討は、事業者が確約を行う意思があることを通知し、確約手続を利用することが適当とみられ、かつ、事業者からの確約の内容について提案が行われている場合に限って行われる（告示 15 項）。これらの一連のやり取りは、非公式に、電話、電子メール等を通じて行われる（同）。事業者は、この過程において確約を行うことを真摯に追求している必要がある（同）。報告官が異議告知書を準備する必要があると考える場合及び報告官が詳細な調査を行わない限り競争法違反のおそれがあるかどうかを判断できない場合には、予備的検討が行われることはない（告示 16 項）。

予備的検討においては、競争当局は、問題となる行為が競争法に違反するおそれがあるかどうかの審査が行われる。この段階では、報告官が、認定された行為がどのようにして競争法に違反するものであるかを明らかにする必要がある（告示 18 項及び引用する破棄院判決）。どの程度詳細又は具体的な説明を行う必要があるかについて、告示では、仮の措置（interim measure）を出す程度のものでよいとの見方が示されて

¹³ Organisation for Economic Co-operation and Development, Commitment Decisions in Antitrust Cases 15-17 June 2016 - Note from France (hereinafter referred to as OECD) 4 < [http://www.oecd.org/officialdocuments/publicdisplaydocumentpdf/?cote=DAF/COMP/WD\(2016\)33&doclanguage=en](http://www.oecd.org/officialdocuments/publicdisplaydocumentpdf/?cote=DAF/COMP/WD(2016)33&doclanguage=en) >.

¹⁴ See also OECD 3.

¹⁵ EU の確約手続とは、この点が異なっている。OECD 4.

おり、行為がどのような性質のものであるかを明らかにすれば十分だとしている（同）。

報告官は、予備的検討の結果を関係する事業者に対して、書面若しくは報告書により、又は、仮の措置を講じようとする場合には意見聴取手続において口頭により、通知する（R464-2 条及び告示 19 項）。予備的検討結果の写は、申告人（applicant）及び政府機関職員に対しても送付されるものとする（但し、当事者が出席する意見聴取手続において口頭により行う場合には、この限りでない。）（同）。

④ 確約の提案

予備的検討の結果を通知する際には、報告官（ただし口頭による通知の場合には、競争当局）により、事業者が確約提案を行う期限が設定される（R464-2 条・告示 22 項）。名宛人たる事業者が同意しない限り、確約提案の期限は、予備的検討結果の通知から 1 月より短いものとする（同）。

事業者はこれを受けて、設定された期限までに、確約の第一次提案を書面で行う（告示 22 項）。提出された提案書は、競争当局から申告人及び政府に対して送付される（R464-2 条・告示 22 項）。

また、報告官は、さらに、利害関係のある全ての者に対して意見を述べる機会を付与しなければならず、このために事件及び提案された確約の概要を公表する（R464-2 条・告示 23 項）。

確約の第一次提案の送付を受けた申告人、利害関係者及び政府機関職員は、意見を述べることができ、この期限は、報告官により設定される（R464-2 条）。意見提出の期限は、確約の内容の通知及び公表から 1 月より短い期間とすることは、できない（同）。申告人及び提案を行う事業者（以下、これらの者を「当事者」という。）、並びに、政府機関職員の意見提出期限は、確約の提案について通知を受けた日から 1 月である（告示 25 項）。

確約を行おうとする事業者は、予備的検討において示された競争法違反のおそれに対処しなければならず、提案される確約は、競争法違反のおそれに関係し（relevant）、信憑性を有し、かつ、検証可能（verifiable）なものでなければならない（告示 21 項）。

⑤ 意見募集手続（マーケット・テスト）

確約の提案後に利害関係者から意見を聴取する手続は、意見募集手続（マーケット・テスト）の方法により行われる（告示 26 項）。告示によれば、この手続は競争当局が、提案された確約の関連性、信憑性及び検証可能性を確認するとともに、予備的検討において明らかとなった競争法違反のおそれを排除する上で比例的（相当）なものであるかどうかを確認する上で非常に重要な手続である（同）。

上記(4)の通り、この手続においては事件の概要及び提案された確約が明らかにされる（告示 24 項）。公表方法については法律上の規定がなく、実務上は、フランス競争当局のウェブサイト上で行われている（同）。意見募集期間は、短くても 1 月である

(告示 24 項) (上記(4)も参照)。提出された意見は全て記録され、当事者及び政府に対して提供される (告示 26 項)。

⑥ 情報開示, 意見聴取手続, 協議 (negotiation) 及び認定

当事者は、報告官が予備的検討を行う際に参照した文書及びフランス競争当局が確約について決定を行う際に参照された文書—すなわち、予備的検討及び意見募集において寄せられた第三者の意見にかかる文書—の開示を受ける権利 (access to file) を有する (告示 27 項)。この開示を受ける権利は、未公開の営業秘密にかかる利益を保護するための制約を受ける (告示 29 項)。

意見募集手続の後に、当事者及び政府機関職員に対しては意見聴取手続に参加して意見を述べる手続も付与される (R464-2 条及び告示 30 項)。意見聴取手続の通知は、意見聴取手続日から 3 週間以上前に行われる (同)。

一方で、競争当局は、まず確約の関連性、信憑性及び検証可能性を検討し、ついで確約が比例的なものであることを確認する (告示 34 項)。競争当局は、当事者、政府機関職員、その他利害関係者から提出された意見も考慮して、確約の効果・影響を検討する (告示 35 項)。なお、比例的であるという原則から、確約は、競争上の懸念を完全に排除する上で必要かつ十分なものでなければならない (告示 34 項)。

競争当局は、意見聴取手続において、確約計画に一定の変更を行うことを条件として当該計画を認定 (受諾) することとするのも、競争上の懸念を排除するものではないとして申請を却下 (拒絶) することもできる (告示 35 項)。事業者は、意見聴取手続中に確約の内容 (案) を変更することもできる¹⁶。事業者が確約提案の内容の変更に関し直ちに同意する場合には、一時的に、意見聴取手続を延期し、確約の内容について合意が成立した後これを再開するという実務がとられている (告示 36 項)。確約提案について相当の変更がなされる必要があり、このことから事業者が新しい提案を行うための時間が必要と考えられる場合、又は、意見聴取手続終了時に合意に達することができなかった場合にも、競争当局は、委員会の決定により、決定を行う時期を延期することができる (告示 37 項)。意見聴取手続終了時に合意に達することができず決定時期を延期した場合には、競争当局は、新規に行われる意見聴取手続において事業者から提案された確約について、決定を行うことになる (告示 37 項)。

確約の内容は様々なものでありうる (告示 38 項)。確約は、当該事業者に対してのみ拘束力を有する (同)。もっとも、確約が問題となっている市場における第三者たる事業者の競争上の地位にかなりの影響を与える等、第三者の法的地位に直接かつ即時的な影響を持つ場合には、当該第三者を確約手続に参加させることさせることができ、かつ、この場合に当該第三者の参加が得られない場合には手続が成功裏に終了する可能性は殆どない (同)。

競争当局は、競争上の懸念を排除するために必要なものを超える拘束力ある確約計画は認定 (受諾) しないものの、必要と認められる場合には、事業者により提案され

¹⁶ OECD 6.

た追加的な排除措置（確約の実施を効果的に行う為の措置等）を認定することができる（告示 39 項）。

なお、フランス競争当局は、確約の認定を行う義務は一切負わない（告示 40 項）。事業者との間で合意に到達することができない場合等、確約の認定を行わない場合には、提案された確約の案及び第三者により提出された意見は、一件書類（case file）から除去され、違反手続が再開される（同）。

⑦ 確約決定とその効果、フォローアップ、決定取消の訴えについて

競争当局は、提案された確約が予備的検討の中で明らかとなった競争法違反のおそれを排除するものと認定する場合には、確約決定を出し、これにより確約には拘束力が生じる一方で、競争当局としては手続ないし措置を継続する原因は消滅することになる（告示 41 項）。

確約決定の対象となった行為について競争当局に対する申告が行われる場合、競争当局は、一事不再理の原則に基づいてこれを却下することはできない—というのも、確約決定では違反が行われたという判断はなされていないからである（告示 44 項）。もっとも、競争当局は、問題となる行為が取りやめられていることを考慮すれば、措置をとる理由は存在しなくなったという判断を行うことがありうる（同）。

確約決定には、競争法違反のおそれが持続するか否か次第で、期間を付すことも付さないこともできる（告示 45 項）。2016 年 6 月時において、期限の付された案件と付されない案件は、ほぼ同数である¹⁷。競争当局は、裁量により、確約の実施状況をレビューするかどうかの決定、及び、問題となる市場において生じた変化に照らして自らの判断に基づいて手続を再開することの決定を行うことができる（告示 46 項）。

既に行われた確約決定の範囲に含まれる行為にかかわる事件については、以下のいずれかに該当する場合には、経済担当大臣若しくは利害関係者の申立てにより、又は、フランス競争当局自ら、フランス競争当局において審査を行うことができる（同）。決定が基礎とした事実に重大な変化が生じ、事業者が確約決定に違反し、又は、確約決定が当事者が提出した不完全な、誤りのある若しくは誤導的な情報に基づいて行われた場合には、確約決定に含まれる行為について競争当局に申立てを行うことができる（同）。

なお、確約決定は違反決定とは違っており、問題の行為が反競争的であるという判断は確約決定では行われられないものの、問題の行為のために損害を被ったことを主張する当事者による訴訟が提起された場合には、商事裁判所において損害賠償が命じられる可能性は残る。

命令の実効性を確保するために、事業者は、発効した確約の遵守状況について競争当局に報告を行う義務を受け入れるよう求められることがある（告示 48 項）。この義務は、例えば、決定内に書かれたスケジュールに従って確約の実施が行われていることを競争当局に対して報告するといったものである（同）。命令の遵守状況を監視す

¹⁷ OECD 9.

るのは競争当局の役割である（L464-8 条）。ただし、モニタリングの業務は、競争当局自身が行うのではなく、独立した第三者に行わせることがある¹⁸。

競争当局が必要と認める場合には、競争当局は、追加的な情報を提供するよう要請し、調査を行うことができる（告示 49 項）。得られた情報から確約を遵守していないことが明らかである場合、又は、状況に変化があった場合には、競争当局は、自らの判断で、手続を再開することができる（告示 49 項）。

確約決定の違反又は不履行に対しては、世界における売上高総額の 10%を超えない範囲で制裁金が課されうる（告示 52 項）。

確約決定の通知から 1 月内に、当事者又は経済担当大臣は、確約決定の取消を求めてパリ控訴院に訴えを提起することができる（告示 47 項）。また、利害関係を有する第三者も、確約決定に対して取消の訴えを提起することができる（同及び同項が引用する破棄院判決）。

⑧ 確約手続の利用状況

確約手続は、フランスでは、2004 年 11 月 4 日のオルドナンスにより導入され、2016 年 7 月 15 日までに 56 件の確約決定が行われた¹⁹。2015 年末において競争当局による実体的審査が行われた案件中に確約決定件数が占める割合は 15%（水平的行為を除く案件中に占める割合は 37%）である²⁰。

2004 年以来同文書提出までに出された確約決定のうち、支配的地位の濫用に関するものは 59%であり、協定・合意に関して行われたもの（この殆どが垂直的制限に関するものである。）は 29%、支配的地位と協定の両方に関するものは 14%である²¹。

2009 年—2016 年の各年の確約手続利用状況は下表のとおりである（なお、件数は、意見募集手続が行われた数である。）（資料 5 も参照されたい）²²。

2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016
3 件	6 件	5 件	5 件	3 件	4 件	4 件	1 件

また、2016 年 6 月までに確約決定の不遵守があったとして決定がなされた事件は 3 件である²³。

¹⁸ OECD 10.

¹⁹ OECD 2.

²⁰ ibid

²¹ OECD 8

²² Autorité de la concurrence, Rapport annuel 2016, Tableau 20, <http://www.autoritedelaconcurrence.fr/doc/ra_2016_rapport_activite.pdf>.

²³ OECD 11.

第3章 オンライン旅行者に対する法執行・提訴等について

1 はじめに：問題となった行為

ブッキングドットコムは、ホテルとの標準契約約款上で、①同等性条項のほか、②直接的なマーケティング（宿泊客の連絡先にかかる情報を営業活動上利用すること等の禁止）（約款 2.1.1 条，2.9 条，3.5.3 条），③ランキング等ホテルの情報をプラットフォーム上で掲載する際の方法等に関する条項（約款 2.4.2 条，4.1.1 条，4.1.2 条），④ブッキングドットコムの運営する予約システムに故障があった場合も含めて生じた損害について責任をホテルが負うことを定める条項（約款 3.3 条，5.4 条，7.2.a 条，7.4 条，7.4.1.ii 条，7.4.1.x 条），⑤ホテルのマークをプラットフォーム上で利用することを認めること等知的財産権に関する条項（約款 3.1 条，3.2 条，3.5.3 条）等がおかれていた。特に、同等性条項（①）は、宿泊料金、朝食、予約変更、キャンセル料金等の取引条件にかかる同等性（「料金にかかる同等性（Rate Parity）」と称される。）、及び、空室数（残室数）ないし宿泊予約に供する部屋の数（「空室数にかかる同等性（Room Parity）」と称される。）についてのものであり、ホテル自身又は第三者を通じた予約客に比べてブッキングドットコムを同等又はより有利に扱うことを義務付けていた。

これらのうちフランス競争当局を含む EU 加盟国競争当局が問題としたのは、同等性条項（上記①）を課す行為である。もっとも、以下で詳しく検討するように、フランス競争当局確約手続、裁判等では、同等性条項以外の条項及び行為についても検討が行われた。

2 EU 及び他加盟国等における動き

ブッキングドットコムらオンライン旅行者は、前項で説明した同等性条項による拘束をフランス外においても行っており、EU加盟国の数ヶ国が調査を実施し、一部の国では措置がとられた。

ドイツでは、2013 年 12 月に連邦カルテル庁がブッキングドットコム、エクスペディア及び HRS に対して手続きを開始し、HRS に対する違反決定及び同等性条項削除の命令が同月に発効した。連邦カルテル庁の決定は、限定型同等性条項をも違法としていた点に特徴があった。ブッキングドットコムは、後述するように広域型同等性条項を欧州全域で契約から削除したものの限定型同等性条項は契約から削除しなかったため審理が続いた。連邦カルテル庁は、2015 年 12 月 23 日にブッキングドットコムに対して限定型同等性条項を課すことを禁止する決定を行った。

イタリア競争当局及びスウェーデン競争当局は、フランス競争当局と連絡をとりつつ調査を進め、フランス当局が確約決定を出した日と同日に、広域型同等性条項の削除の確約等を中心とするフランスにおける確約決定と趣旨を同一にする決定を出した（2015 年 4 月 21 日）。これらの一連の調査・決定の結果、ブッキングドットコムは、

欧州全域において広域型同等性条項を削除することを決定し（2015年7月）、エクスペディアも欧州全域で限定型同等性条項とすることを決定した（同8月）²⁴。

英国では、2012年9月10日に英国公正取引庁（OFT）が調査を開始して確約決定を出し（2014年7月31日）、この決定の競争審判所による取消後に手続を再開していたが、ブッキングドットコムによる上記・同等性条項削除措置を受けて手続終了を決定した。デンマーク、ギリシャ、アイルランド、ノルウェイ及びポーランドも、条項削除を受けて当時進められていた調査・手続を終了した。

フランス競争当局らの調査に先立って、欧州委員会と加盟国らは、European Competition Network（ECN）において協議を行い、この問題は加盟国レベルで扱うべきであることを決定していた。もっとも、欧州委員会は、フランス競争当局らが連携する上で必要な便宜をはかる等一定の協力は行っていた。また、後述するように、フランス競争当局らが確約決定を出した後、2016年7月以降には、EU及びEU加盟国10か国が共同でオンライン旅行業者モニタリング・プロジェクトを実施している（本報告書第8章参照）。

欧州外では、オーストラリア競争・消費者委員会は、ブッキングドットコム及びエクスペディアに対して調査を行い、両社は、同等性条項を契約から削除等することを競争・消費者委員会に対して約束した（2016年9月2日）。

3 ブッキングドットコム等オンライン旅行業者に対する法執行及び立法 —概観—

フランスでは、経済担当大臣らの動きが競争当局による調査開始等に先行した。2011年には経済担当大臣が競争・消費・詐欺防止総局に対してオンライン旅行業者の行為を調査するよう要求し、2012年7月12日に、ホテル経営者の事業者団体らは、オンライン旅行業者の行為について商事实務委員会に対して意見照会を行った。商事实務検討委員会は、2013年9月16日に、オンライン旅行業者の行為が442-6条I項2号等に違反するとする意見を公表した（第4章参照）。

競争当局に対する申告は、2013年7月、同10月及び翌年2月に、フランスホテル連合（L'Union des métiers et des industries de l'hôtellerie, UMIH）ら5団体及びアコー社（la société Accor）により、ブッキングドットコム、エクスペディア及びHRSの行為について行われた。このうちブッキングドットコムは2014年末に確約を提案し、競争当局は翌年4月に主として広域型の同等性条項の削除等を内容とする確約決定を出すに至った（第5章参照）。

²⁴ Report on the Monitoring Exercise Carried out in the Online Hotel Booking Sector by EU Competition Authorities in 2016 – The Participating Authorities are the Belgian, Czech, French, German, Hungarian, Irish, Italian, Dutch, Swedish and UK National Competition Authorities and DG Competition (April 2016) (hereinafter referred to as Monitoring Report) 4 <http://ec.europa.eu/competition/ecn/hotel_monitoring_report_en.pdf>.

これと並行して経済担当大臣・ホテル団体らはブッキングドットコムらを競争制限行為を行ったとしてパリ商事裁判所において提訴し、これに対する判決が2015年3月以降に出された（第6章参照）。

フランス競争当局が競争法違反のおそれがあるとした行為及び確約決定により禁じることとした行為ならびにパリ商事裁判所及び商事実務検討委員会が競争制限行為規制に反するとした行為の概要は下記の通りである。

	商事実務検討委員会/ 違反と諮問	競争当局/ 「競争法違反のおそれあり」	競争当局/ 確約決定により禁止	パリ商事裁判所/ 違反と認定
他のオンライン旅行業者のプラットフォームに比してより低い宿泊料金等有利な取引条件を提示するよう要求する行為（料金等にかかる同等性条項①）	○	○	○	○
ホテル自らがインターネット以外の手段により提供する場合に比してより低い宿泊料金等有利な取引条件を提示するよう要求する行為（料金等にかかる同等性条項②）	○	—	○	○
ホテル自らが自己のウェブサイト上で提供する場合に比してより低い宿泊料金等有利な取引条件を提示するよう要求する行為（料金等にかかる同等性条項③）	○	—	—	○
他のオンライン旅行業者のプラットフォームに比してより多くの空室数を確保するよう要求する行為（空室数にかかる同等性条項①）	○	○	○	○
ホテル自らが提供する場合に比してより多くの空室数を確保するよう要求する行為（空室数にかかる同等性条項②）	○	—	○	○
ホテルが直接的にブッキングドットコムを通じて予約し宿泊した顧客に対してマーケティング行為を行うことを禁止する条項	○	—	○	○
ランキング等ブッキングドットコムのプラットフォームでの表示方法にかかる条項	○	—	—	○
ブッキングドットコムが一方向的に解約できるとする条項	○	—	—	—
ホテルに広い範囲において責任を負わせる条項	○	—	—	—
ホテルのマーク等を無料で利用できることとする条項	—	—	—	—

凡例 ○は違法と判断された行為であることを，—は違法ではないと判断された行為又は違法かどうかの判断が行われなかった行為であることを表す。

2015年5月以降は立法府においても旅行業法を改正してこの種の行為を禁じるべきだとの議論が行われ、この結果として旅行業法を改正する法律（マクロン法）が2015年8月に成立した（第7章参照）。

第4章 フランス商事実務検討委員会意見第13-10号

商事実務検討委員会に対しては、2012年7月12日にホテル経営者の事業者団体らが意見照会を行い、委員会は2013年9月16日にこれに対する意見を公表した（第13-10号）²⁵。ブッキングドットコムが法に反するかどうかの実体的部分については、次の通り判断した。

- ・宿泊料金等の取引条件及び空室数にかかる同等性条項は、自己との間の取引条件を競争者に対して適用した取引条件に自動的にあわせることを定めるものであり、L442-6条II項(d)に該当し、同条により無効である。

- ・ブッキングドットコムが一方的に解約ができるとする条項は、L442-6条I項5号に反する。

- ・ブッキングドットコムが求める契約内容の変更を受け入れないことが、ブッキングドットコムによる解約事由となることを定める条項は、L442-6条I項4号に反する。

- ・宿泊料金等の取引条件及び空室数にかかる同等性条項、ブッキングドットコムを通じて予約を行いホテルに宿泊したことのある顧客に対してホテル自らが営業活動を行うことを制限する条項、予約機能が利用できなかった場合も含めて広範にホテルに生じた損害の責任を負わせる条項、ブッキングドットコムがプラットフォーム上での掲載の有無・掲載方法等について一方的に決定できることを定める条項、ならびに、ホテルが協力を怠った場合、法的係争が生じた場合等広範な場合にブッキングドットコムが解約できることを定める条項は、契約当事者間の権利・義務について著しい不均衡を生じさせるものであってL442-6条I項2号に反し、普通法に基づいて無効である。

第5章 フランス競争当局によるブッキングドットコム事件確約決定

1 概要

ブッキングドットコム確約手続は、2013年7月以降に事業者団体5団体（l'Union des Métiers et des Industries de l'Hotellerie (UMIH), le Groupement National des Chains Hotelieres (GNC), la Confederation des Professionnels Independants de

²⁵ CEPC, Avis n° 13-10, sur les relations commerciales des hôteliers avec les entreprises exploitant les principaux sites de réservation hôtelière, <https://www.economie.gouv.fr/files/directions_services/cepc/avis/avis_13_10.pdf>.

l'Hotellerie (CPIH), Syndicat National des Hoteliers, Restaurateurs, Cafetiers et Traiteurs (SYNHORCAT), 及び, Federation Autonome Generale de l'Industrie Hoteliere Touristique (FAGIHT)) ならびに Accor 社により行われたフランス競争当局に対する申告を受けて開始された。ブッキングドットコムは2014年12月11日に競争当局に対して確約の第一次案を提案し, 同15日に意見募集手続を開始した²⁶。この際, 競争当局はブッキングドットコムにより提出された確約案の全文(4頁)をウェブサイト上に掲載した。この提出された意見, 協議等を経て, ブッキングドットコムは, 内容を変更した確約の提案を2015年3月27日に行った。同社, 申告を行った上記5団体及び競争当局(報告官ら)は, 2015年3月31日に合意に達し, 競争当局は競争法違反のおそれを排除するものとして十分であると判断した。競争当局による正式な確約決定は, 2015年4月21日に行われた²⁷。

予備的検討において, 競争当局は, ブッキングドットコムの課している宿泊料金等及び空室数に関する同等性条項がEU競争法及びフランス競争法に抵触するおそれがあるとの見解を示していた。予備的検討において競争法に違反するおそれがあるとされた行為(①), ブッキングドットコムの最初の確約案上で契約条項の排除等を行うことが提案された行為(②), 意見募集時にホテルらに変更等を要求した行為(③), 意見募集手続後にブッキングドットコムから提案され確約決定上で禁止されるに至った行為(④)は, それぞれ範囲・内容に違いがあり, 違反するおそれがあるとされた行為(①)よりも確約決定で禁止されるに至った行為(④)の方が範囲が広く(①<④), 提案等については概ね「①<④<③」という関係に立っている。

確約手続前に行われていた行為と①ないし④の関係を整理すると, 次の図のとおりとなる²⁸。

		競争法違反のおそれ	ブッキングドットコム当初提案	意見募集手続におけるホテル等意見	確約決定
1	他のオンライン旅行業者のプラットフォーム上でホテルがより低い宿泊料金を提示することの禁止	あり	○	○	○

²⁶ Autorité de la concurrence, (Communiqués de 2014) 15 décembre 2014 : Plateformes de réservation hôtelière, <http://www.autoritedelaconcurrence.fr/user/standard.php?id_rub=591&id_article=2460&lang=fr>.

²⁷ Autorité de la concurrence, Décision n° 15-D-06 du 21 avril 2015 sur les pratiques mises en œuvre par les sociétés Booking.com B.V., Booking.com France SAS et Booking.com Customer Service France SAS dans le secteur de la réservation hôtelière en ligne, <<http://www.autoritedelaconcurrence.fr/pdf/avis/15d06.pdf>>.

²⁸ Autorité de la concurrence, Communiqués de 2015, Plateformes de réservation hôtelière (21 avril 2015) <http://www.autoritedelaconcurrence.fr/user/standard.php?id_rub=606&id_article=2534>上の表をもとに変更を加えたものである。

2	ホテルが自己のウェブサイト上でより低い宿泊料金を提示することの禁止	—	—	○	—
3	ホテルがウェブサイト以外の提供方法によりより低い宿泊料金を提示することの禁止。なかでも： — ホテルが特定の消費者に対して、インターネット以外の手段（電話、ホテルフロント、電子メール等）でより低い宿泊料金を提示することの禁止 — ホテルが一般の消費者に対して、インターネット上で一般消費者が閲覧可能な方法以外の方法で、より低い宿泊料金を提示することの禁止	—	○（範囲が抽象的）	○	○（範囲を具体化）
4	ブッキングドットコムが認めた場合を除いてホテルがロイヤルティ・プログラムの一環としてより低い宿泊料金を提示することを禁止	—	○	○	○
5	他のオンライン旅行業者のプラットフォーム上でホテルが宿泊料金以外の取引条件についてより有利な条件を提示することの禁止	あり	—	○	○
6	ホテルがウェブサイト以外の提供方法により宿泊料金以外の取引条件についてより有利な条件を提示することの禁止	—	—	○	○
7	他のオンライン旅行業者に対してホテルがより多い空室数を確保することの禁止	あり	—	○	○
8	自らの提供用にホテルがより多い空室数を確保することの禁止	—	—	○	○
9	ブッキングドットコムのプラットフォーム上の「最低価格保証」の表示	—	—	○	○
10	過去にホテル又は同一ホテルチェーン若しくはグループのホテル宿泊した顧客に対してホテルが連絡をとることの禁止	—	—	○	○
11	手数料が高額であること	—	—	○	—
12	ホテルのロゴ・マーク等の無料使用	—	—	○	—
13	ブッキングドットコムによる一方的な契約解除、取引停止が可能であること	—	—	○	—
14	ホテルに対して広範な損害賠償責任を負わせていること	—	—	○	—

凡例 「○」は、左欄に記されたブッキングドットコムの行為を排除する措置がとられることとなったこと又はとるべきとする提案・意見が行われたことを表す。

確約決定は、76頁（ブッキングドットコムが提出した確約(写)を含めれば80頁）であり、近年出された確約決定の中でも比較的長い（資料6参照）。内訳は、事実認定が16頁、予備的検討（適用法条・市場画定を含む）が13頁、確約当初案から意見募集手続において提出された意見の概要及び手続について説明した部分が12頁、最終的に提案された確約の適否の検討が27頁等である。

この決定に対しては、SYNHORCAT 及び FAGIHT の 2 団体がパリ控訴院において取消請求を行ったが（2015 年 4 月 21 日）、この請求は棄却された²⁹。

以下では、ブッキングドットコム事件確約決定において認定された事実及び予備的検討の内容を決定の一部を引用してまとめた上で（(1)）、確約の提案、意見募集等の経緯及びこれらを考慮して行われた競争当局の判断の概要を示す（(2)以下）。なお、[]は、確約決定中のパラグラフの番号であり、項目名等は筆者が便宜上、追記したものであることがある。

2 確約決定の内容

(1) 認定事実及び予備的検討

確約決定において認定された事実及びこの事実を前提とした競争法違反のおそれに関する検討の内容は、次の通りである。

[事実の概要]

① ホテル、宿泊予約等の事業をめぐる状況について

フランス国内には、約 1 万 7 千のホテルが存在する[24]。ホテルには、チェーンホテル（アコー、B & B Hotels, Louvre Hotel Group 等）、ボランタリー・チェーン・ホテル、独立系ホテルの 3 種があり、それぞれの種別ごとのシェア（順に経営者数及び宿泊施設容量上のシェア）は、チェーンホテルが 20%/40%、ボランタリー・チェーン・ホテルが 30%/25%、独立系ホテルが 50%/35%である[25]。

ホテルのサービス提供方法には、宿泊のみ提供する方法、旅行ツアーの一部として提供する方法等がある（旅行会社又は旅行主催者による）[27]。

ホテルの、予約・販売を行う方法には、当日にホテルに来た者に対してその場で予約・販売を行う方法、受付・電話等のオフラインによる方法、オンラインによる方法、オンライン旅行業者による方法がある[28・29]。

オンライン旅行業者には、ホテル予約専門サイト（Booking.com, Hotels.com, Venere.com 等）（以下「ホテル予約サイト」ということがある。）、旅行に関するその他役務（航空券、鉄道乗車券、レンタカー等）も扱う旅行サイト（Voyages-sncf.com, Lastminute.com, Expedia 等）、その他旅行会社のものがある[29]。オンライン旅行業者のうちホテルとの間で直接契約をしているのは数社であり、他の旅行サイト等様々なサイトではこれらの業者の予約サービスの販売促進を行っている。ホテル予約サイトを通じる場合には宿泊のみで提供されることが通常であり、それ以外のサイトではパッケージ旅行の一部として販売されることがある[30]。

インターネットの利用について、検索については、ほぼ全て（Coach Omnium の調査によれば 93%）の宿泊客がインターネットを利用してこれを行っており（ただし、

²⁹ Cour d'Appel de Paris (Pôle 5- Ch. 5-7), Arrêt du 08 octobre 2015, RG n° 2015/11953 (Booking.com).

これらの者が予約をインターネット上で行うとは限らない。) , 予約については、2015年にはホテルの収入中34%がオンラインの方法によるものであった。なお、オンラインにより予約を行う割合は上昇しており、2011年の同割合は26%だった[31]。そして、オンラインを通じた予約のうちでは、オンライン旅行業者を通じるものが主要な割合(PhoCusWrightの調査によれば7割)を占め、ホテルのウェブサイトによるものが3割であった(いずれも2011-2015年)[33]。

ホテルにとっては、世界中で利用されているオンライン旅行業者上に情報が掲載され可視性が確保されていることが不可欠なのであり、ブッキングドットコムの販売シェアは、ホテルに対してブッキングドットコムが有する実際の市場力を示すものではない[35]。仏・ホテル中、ブッキングドットコムに掲載されているホテル数の割合は、[非公開]である[36]。ホテルの殆どが可視性を向上させると同時に特定のオンライン旅行業者に依存する状況になることを防ぐために、複数の以上のオンライン旅行業者を利用している[37]。

ホテルと直接取引関係のあるオンライン旅行業者には、予約額に対する一定割合の手数料が支払われ、この割合は税込宿泊料金の10~30%である[38]。手数料の水準は、予約サイト、予約時に支払うか施設にて支払うか、ランキング中1位に示すかどうかなどにより変わる[38]。ホテルと直接取引のないオンライン旅行業者は、ホテルと直接取引があるオンライン旅行業者の提供するサービスを提供して、手数料収入を当該オンライン旅行業者と分け合っている[38]。

②エージェンシー・モデル(仲介型)

ブッキングドットコムはホテルと宿泊者の間で仲介を行い、再販売は行っていない。このビジネスモデルは、ホテルと直接取引のあるオンライン旅行業者の大部分が採用するビジネスモデルに類似するものである[39]。宿泊客はホテルに直接料金を支払い、ホテルがブッキングドットコムに手数料を支払う[39]。宿泊料金及び空室数を決定するのは、ホテルである[40]。このビジネスモデルは、旅行会社等が卸売業者として宿泊の購入を行い、当該旅行会社等が設定した宿泊料金で客にこれを提供するという伝統的なビジネスモデルとは異なる[40]。オンライン旅行業者はすべてこのような仲介型のビジネスを行っている。仲介型においては、ホテルが宿泊料金の決定及び変更を行うことができること、これは宿泊が陳腐化する財であること、イールドマネジメントが行われていること、かつ、売残りリスクを含む危険の殆どをホテルが負担することに照らすと適切なものとみられている[40]。

ブッキングドットコムの手数料には2008年来、2種類のもの、すなわち標準[的手数料]と[特別]プログラムに適用される手数料が存在する[41]。これらに加えて、ブッキングドットコム・サイト上のランキングをあげるために追加料金の支払いが行われることがある[42]。

オンライン旅行業者の上流にはGoogleやBingのような検索エンジンが存在しており、オンライン旅行業者はこれらに対して表示料を支払っている[44]。オンライン旅行業者は検索エンジンの最大の顧客であり、ブッキングドットコムはGoogleの顧客中上位5位の顧客の1社にあたる[44]。オンライン旅行業者の川下には、ホテルの比較に

特化したメタ検索エンジンないし「ホテル価格比較サイト」（Tripadvisor, Kayak (Priceline グループ [ブッキングドットコム系列] , Trivago (エクスペディア系列) , Google Hotel Finder 等) が存在する[45]。これらのサイトは、予約機能を持たず、異なるサイトやホテル・チェーン・サイト間で価格比較を行うことが通常である[45]。オンライン旅行業者は価格比較サイトの顧客でもあり、これらに対してクリック単価を支払っている[45]。

このほか様々なサイト（航空券予約サイト等）でホテル予約サービスが提供されており、上記のとおり、これらのサイトは、ホテルと直接取引のあるオンライン旅行業者の [情報を利用して] 同サービスを提供しており、同サイトを通じて予約が行われた場合にはオンライン旅行業者に対して手数料が支払われ、オンライン旅行業者が当該手数料をこれらのサイトと分け合うことになる[48]。

以上のように、ホテルと直接取引のあるオンライン旅行業者は、ホテルと顧客との間の取引の中心に位置しているといえる[49]。

③問題の行為

ブッキングドットコムとホテルの間の契約については、約款・モデル契約等があるところ [52]、契約条項は独立系ホテルらとの間では一方的に決定されることが通常であるのに対して、ホテルグループとの間では交渉可能とされていることが多い[54]。現行の約款は、2012年7月のものであり[55]、この中で同等性条項が設けられている[56]。この同等性条項は、[少なくとも2008年2月から]適用されている[56・57]。

ブッキングドットコムは、これらの行為について、ただ乗り防止、安値を保證することによる顧客側の探索費用の削減、大規模ホテルと小規模ホテルとの間の競争の歪曲の防止という正当化事由があると主張する[62-72]。

宿泊料金にかかる同等性条項の遵守監視について、契約には違反した場合にブッキングドットコムが契約を解除できる旨の規定等があり[73]、オンライン旅行業者はインターネット上で提示される料金を監視するクローリングやスクラッピングを行っているとともに[74]、ブッキングドットコムは顧客に対して最低価格保証を行っているために顧客からも遵守状況に関する情報が寄せられることになる[78]。

申告人らは、これらの行為以外のブッキングドットコムの行為、すなわち、手数料が禁止的に高いこと[80]、ホテルのマーク、ロゴ等を無料かつ無制限に使用することができ、これにより顧客はホテルでなくオンライン旅行業者に吸着されるようになっていること[81-83]、ブッキングドットコムのみが契約違反時に一方的に解約できることを契約上定めていること[84]、顧客側で生じた混同やオーバーブッキングにかかる顧客からの請求につきホテルが全責任を負うこととされている等ホテルに過大な責任を負わせていることも問題があるとしている。

[予備的検討]

④101・102条の適用

問題の行為は、フランス中のホテルに対して行われている上に、インターネット上で行われている行為であること、ホテル予約は国境を越えて行われるものであること等から、EU加盟国間通商に影響を与えうるものであるといえる[88-93]。

⑤関連市場の画定及びブッキングドットコム の地位

関連市場について、オンライン旅行業者は2つの面をもつ市場について仲介を行っており、2種類の顧客をもつ[95]。川上市場においては、ホテルはオンライン旅行業者に情報を提供し、オンライン旅行業者はこれを自己のウェブサイトその他のウェブサイトに掲載し広告等を行っている[96]。川下市場では、オンライン旅行業者は顧客に無料でホテルの探索、価格比較及び予約サービスを提供している[97]。

問題の行為は、オンライン旅行業者とホテルとの間の契約関係にかかるものであることから、まずはこの市場の側面について焦点をあてて検討すべきである。ただし、二面市場であることから市場の第二の側面及び上記市場に対する間接的影響も考慮すべきである[98]。

上記の関連市場を画定するには、需要が他の代替品に移る可能性をホテルの側についてもホテルの顧客の側についても考慮した上で、1 オンライン旅行業者が独占していると仮定し、この中で当該オンライン旅行業者にとってホテルに対して請求する手数料を軽微ではあるが実質的であり一時的でない競争的水準から5-10%の値上げを行うことが利益になるかどうかを検討しなければならない[99]。なお、このような[二面市場性を考慮したSSNIPテスト]は、英国・公正取引庁のWeb Reservation Internatinal/Hostelbookers.com 集中事件 (ME/6062/13, 2013年8月15日) においても利用されている[注53]。

本件における市場は、オンライン旅行業者又はオンライン旅行会社を通じて、フランス内ホテルの宿泊のみを予約する（ただし、ホテルが直接的に行う予約、なかでもホテルのウェブサイトを通じて行う予約、メタ検索エンジン又は検索エンジンを通じて行われる予約を除く。）役務の提供にかかる市場である可能性がある。というのも、オンライン旅行業者が手数料を僅かながら恒久的に上昇させても、ホテルが他の予約方法に移ることによる利益減少は当該価格上昇を利益にならないものとする程度には至らないだろうからである[100]。地理的市場は、フランス、すなわちフランス内又はフランス外の顧客による予約のフランス内のホテルに対する提供である可能性がある[101・102]。

上記の市場、すなわち、フランスに所在するホテルに対して提供されるオンライン旅行業者又はオンライン旅行会社を通じるホテル予約にかかる役務の市場]において、ブッキングドットコムは、30%を超えるシェアを有する可能性があり、支配的地位を有していると可能性がある[103]。フランスのホテルの4分の3がブッキングドットコムに掲載されている[104]。当事者が提出した公表されている調査結果によれば、ブッキングドットコムは、競争者に比較してはるかに強い地位を占めており[105]、内閣関係部局の2013年の調査によれば、フランス内外のホテルの利用客の79%がブッキン

グドットコムを探索・予約に利用すると回答しており[106]、2013年11月のある調査によればブッキングドットコムは予約のために最もよく利用されるオンライン旅行者である[107]。Phocuswrightの調査によれば、ホテル予約（ツアー旅行の一部としての予約を含む）中、ブッキングドットコムの親会社であるプライスライングループは、欧州において31%、フランスにおいて29%のシェアを占めるとともに、その成長率は競争者に比較してかなり高い[108]。Odigeoグループのサイト（eDreams, Opodo及びGovoyanges）は、すべてブッキングドットコムを通じるようになっており、同グループのサービスを利用して行われた予約も、ブッキングドットコムのシェアを計算する上でこれに合算されるべきである[109]。さらに、ホテル団体らは、主要オンライン旅行者3社その他の仲介型オンライン旅行者により行われた予約の数（旅行会社を通じたものを除く。）にブッキングドットコムの占めるシェアは65%であるとしている（2012年）[110]。以上より、[ブッキングドットコムは関連市場において支配的地位を占めている可能性がある] [111]。

間接的ネットワーク効果、雪だるま効果、このために事業者の規模が成長の鍵となっており規模の小さい事業者は不利になりがちであること、Google及びメタ検索エンジン上に掲載されるための投資について生じる規模の経済、顧客の検索履歴上過去に閲覧したサイトとして表示されることになることによる参入障壁が存在する [112・113]。

⑥行為の影響

問題の行為は、主として2種の反競争効果、すなわち①オンライン旅行者間の競争を緩和し、②小規模なプラットフォーム運営者を排除する効果をもつおそれがあると考えられる。そして、この効果はこの分野において事業を行う者全てが類似の条項を設けていることのために強化されている[114]。

第一に、同等性条項は、プラットフォーム運営者が徴する価格（ブッキングドットコムの場合には手数料）と当該運営者の提供するサービスとの間のリンクを断ち切ることにより、ブッキングドットコムとその他のオンライン旅行者との間の競争を緩和する[115]。同等性条項のために、ホテルは、ブッキングドットコム上でこれに競合するプラットフォームと同等又はこれよりも有利な条件を提示しなければならず、このためにブッキングドットコムとしては競合オンライン旅行者に[予約に関する]顧客を奪われる懸念なく手数料の水準を設定することができる[116]。また、ブッキングドットコムが手数料を上昇させた場合に、ホテルがこの上昇分をホテルの宿泊料に転嫁しようとする、ブッキングドットコム上の宿泊料金のみならず、様々なチャネル上の宿泊料金すべてについて値上げをすることになるのであって、ブッキングドットコムが課す手数料の値上げについては、希薄化（dilution）のメカニズムが働く[117・118]。同様のメカニズムは、空室数に関する同等性条項についても働くのであり、ブッキングドットコムの手数料が高ければ、ブッキングドットコムに提供する空室数が少なくなるべきところ、同等性条項があるために同社向け空室数を減らすと他社向け空室数も減らさなければならないということから、同社の手数料水準が同社の販売額に対してもつ効果は小さなものとどまる[119]。なお、この希薄化効果は、ブ

ッキングドットコムは競合チャンネルのみならず、全チャンネルで生じることには注意する必要がある[120]。

第二に、同等性条項のために、手数料を減らし、これにより転嫁される額を減らして小売価格〔宿泊料金〕を下げて顧客をひきつけるという戦略をとることができなり、このために小規模又は新規のプラットフォームが宿泊料金又は空室数で差別化することが不可能となる[123]。

規模が非常に小さい業者も含めてオンライン旅行業者の全てが、ブッキングドットコムが設定する同等性条項と類似する条項を設けている[127]。理論的には一定の市場力を持つ事業者だけがこのような条項を設けることができるはずであるのだが、ホテル事業分野は原子化されていること、ホテルとしては可能な限り多数のチャンネルを通じて宿泊を確保する必要があること、オンライン旅行業者によるこのリクエストは〔戦略的〕補完関係に立つことのために、小規模なオンライン旅行業者であっても同等性条項を課すに足る市場力を有しているものと考えられる[128]。そして、このために同等性条項の反競争効果はより強いものとなる[129]。

⑦競争法違反のおそれ

[欧州機能条約 101 条 1 項及び L420-1 条について] 欧州委員会の垂直的制限に関する一括適用免除規則 330/2010 号は、合意の当事者のいずれについてもシェアが 30%を超えない場合には欧州機能条約 101 条 1 号の適用を免除する（ただし、合意にハードコア制限が含まれる場合は、この限りでない。）と規定するとともに、関連市場内において類似の効果を持つ垂直的制限のネットワークが並行して存在することにより反競争効果が生じることがあるとしている[134・136]。さらに、欧州委員会・垂直的制限に関するガイドラインは、101 条 1 号に該当する競合関係にある供給者又は購入者により類似の合意が行われており、かつ、101 条 3 号の条件を満たさない場合には、垂直的制限に関する一括適用免除規則に基づいて与えられる合法という推定は与えられないとし、類似の垂直的制限のネットワークのために関連市場へのアクセス及び同市場における競争が相当程度に制限される場合には 101 条 3 号の条件は満たされないと述べる。並行する垂直的制限のネットワークは、市場に対して類似の影響を与える場合には、類似するものと考えられる。この点について、ガイドラインは、累積的反競争効果に対する責任を負うのは、当該効果に対して相当程度の寄与をした企業に限られるとしている[137]。

ブッキングドットコムの同等性条項は、ホテルが自由に事業上の方針、なかでも宿泊料金及びブッキングドットコムと競合するチャンネル上で提供する空室数を決定する自由を制限するものであり、ブッキングドットコムは同条項が守られるようにするための措置を講じている[138]。さらに、ブッキングドットコムが設定した同等性条項は、ホテルがチャンネル横断的に同じ宿泊料金をつけることを間接的に強制している。実際、有力なプラットフォームが同等性条項を課しているために、競合するプラットフォームには、自己のチャンネル上で設定される小売価格が競争者のそれよりも高くなるというリスクに対して自己を守るために同様の条項を設けようとするインセンティブが生じている。フランスのホテルの取引相手となっているプラットフォーム全てが類似の

同等性条項を設けており、このためにホテルは、競合するプラットフォーム及び自己のチャンネル上で宿泊料金を下げることができず、宿泊料金の設定はホテルが行うものであるにもかかわらず、同一の宿泊料金をつけることを余儀なくされている[139]。

最後に、上で述べたように、ブッキングドットコムを設定した同等性条項は、ブッキングドットコムが設定する手数料の水準と、ブッキングドットコムを通じて行われる宿泊予約数の間の関係性（リンク）を切断することにより、プラットフォーム間の競争を減らすものと考えられる。本分野において全ての事業者が類似の条項を設定していることから、この効果は強化される[140]。

以上より、ブッキングドットコムを設定した同等性条項は、欧州機能条約 101 条 1 項及び L 420-1 条に該当する可能性がある[141]。

[L420-2 条及び欧州機能条約 102 条について] L420-2 条は、国内市場又はその一部において支配的地位を濫用することを禁じており、この濫用行為には、差別的な条件を設定及び相手方が不当な取引条件に従うことを拒否したことを専らの理由として確立された取引関係を断絶することが含まれる[142]。

L420-2 条は、経済的依存状態にある顧客又は供給者に対してかかる状態を濫用する行為を禁じる（ただし、当該行為が競争の機能又は構造に影響を与えようである場合に限る。）。この濫用行為には、上記の差別的慣行が含まれる[143]。

欧州機能条約 102 条は、加盟国間通商に影響が及ぶ場合について、支配的地位の濫用行為を禁じる[144]。

本件においてブッキングドットコム及び他のプラットフォームがホテルに対して同等性条項を課す行為は、各々、又は、集合的に、欧州機能条約 102 条及び L420-2 条上の濫用行為に該当する可能性がある[145]。

以上より、これらの慣行は競争法違反のおそれをもつものであって、L420-1 条、欧州機能条約 101 条 1 項、L420-2 条及び欧州機能条約 102 条に照らして反競争的と判断されうるものであるといえる[146]。

(2) 確約手続の実施

ブッキングドットコムは、2014 年 12 月 11 日に、確約を提案した[148]。この案ではブッキングドットコムは、ブッキングドットコムのウェブサイト上で、ホテルが間接的に販売を行うために利用する第三者のチャンネル（オフライン・オンラインとも）上で提示されるものと同等又はより有利な宿泊料金その他の取引条件を提示する義務をなくすこと等を提案した[149・150]。この提案では、ブッキングドットコムを通じて行われた予約の数等客観的な基準に基づいて、手数料の減額、ランキングを上位とすること等の措置を講じること、及び、ホテルによる直接的な販売方法と比較して同等又はより有利な宿泊料金その他の取引条件を提示する義務を課すことは許容されることとなっており[151・152]、ブッキングドットコムのプラットフォーム上で「最低価格保証」の表示を行うことは可能とされていた[154・155]。また、ロイヤルティ・

プログラムの一環としてホテルが値引きを行うことについては、当該条件がメタ・サーチャージを含めてインターネット上で表示されないようにすることを条件として、制限しないことを提案していた[153]。

2014年12月15日に意見募集手続が行われ、22の企業・事業者団体³⁰が意見を提出し[158・159]、この中では、ブッキングドットコムが提案した確約（案）中の「間接的な販売」、「客観的基準」等の概念があいまいであること、内容が不十分であること、ブッキングドットコムの述べた正当化事由には理由が無いこと等の意見が述べられていた[160-211]。事件の複雑性に照らして、確約手続を利用すべきでないという意見も提出されていた[215]。

(3) 競争当局による検討

競争当局は、確約手続を行うことができる法律上の根拠等を示した上で[214-219]、問題の行為が一方的ないし垂直的行為であって、オンライン旅行業者間の競争を減少させ、小規模なプラットフォームや新規に参入するプラットフォームを排除する可能性をもつものであることから、確約手続を利用することが適当であるとした[220-222]。また、利害関係者が指摘した行為のうち一部の行為は、競争法違反のおそれがないとの判断を示した[225-229]。

ついで、ブッキングドットコムが最終的な案として2015年4月7日に提案した確約の内容（下記参照）を説明し[230]、この提案された確約が競争法に違反するというおそれを取り除くために十分である等の判断を行った。

ブッキングドットコムが最終的に提案した確約は、下記の内容をもち、また適用範囲、実施期限、中間レビューについて及び迂回措置禁止の確約についての規定をもつものだった[230]。

- ・オンライン旅行業者、ホテルによるインターネット外（オフライン）チャネルによる販売及びオンライン上で公表又はマーケティングされることのない料金について、宿泊料金に関する義務を全て廃止すること
- ・ホテルによるインターネット外（オフライン）チャネルによる販売及びオンライン上で公表又はマーケティングされることのない料金について、均等とする条件を全て廃止すること
- ・空室に関する全ての義務を完全に廃止すること

³⁰ 提出者は次のとおりである。Association Réservation en direct (RED), B&B Hôtels, Best Western, British Hospitality Association, Confédération générale des petites et moyennes entreprises (CGPME), Châteaux et Hôtels, Dunloe View Hostel, Dynamique Hôtels Management, Expedia, Inc, Fédération internationale des Logis, Fédération nationale de l'hôtellerie en plein air (FNHPA), Hilton Worldwide, Hôtel Terriciaë, Hôtelière Vindevogel, HRS, InterContinental Hotels Groupe (IHG), Relais&Châteaux, Seh Hôtels, Skoosh, Skyscanner Limited, UFC Que Choisir, Union des Hôteliers Indépendants (UHI).

- ・ 確約と整合的な広告・表示にかかる方針を採用すること
- ・ 禁じられた行為と同等の行動をとることの禁止
- ・ ホテルに過去に宿泊したことがある宿泊客に対して連絡をとることを可能とすること

これらに加えて、ブッキングドットコムが確約決定の遵守状況について2016年7月から10月の間に報告を行い、この報告書は関係者に送付されること、2017年1月までには競争当局において検討のための会合を開催すること、競争当局はこれらを受けて措置の有効性について検証を行うことが決まった[273・274]。

上述の通り、競争当局が競争法違反のおそれがあるとした行為に比べて、確約決定により禁じられた行為はかなり多い(上記(1)参照)。競争法違反行為であるおそれがあることが明示的には認定されなかった行為のうち、ホテルがウェブサイト以外の提供方法(オフライン)によりより低い宿泊料金を提示することの禁止については、競争当局は、ホテルがインターネット以外の方法で予約を確保する割合が多いことに鑑みてこの禁止はホテルが他のオンライン旅行業者のサイト上でより低い価格を提示するインセンティブを確保する働きをするのであって、価格にかかる他のオンライン旅行業者上との関係で同等性条項性を課すことの禁止の効果を補完する働きをするとともに、同等性条項が適用される範囲を縮小することで希薄化効果(上記(2)③参照)を薄めるものであるとした[239・240]。また、空室にかかる同等性条項性を削除する必要性について、競争当局は、価格と空室数はともにオンライン旅行業者間の競争の要素であり両者についてホテルが差異を設けるようにすることができる状況を確保する必要があること等を指摘した[254-57]。過去にホテル又は同一ホテルチェーン若しくはグループのホテルに宿泊した顧客に対してホテルが連絡をとることをブッキングドットコムが制限しないことについては、競争当局は、このような制限の除去によりホテルはロイヤルティプログラムを展開することができるようになり、これが可能になるとロイヤルティプログラムが適用される顧客に低い宿泊料金を提示するなどオンライン旅行業者間で宿泊料金を別異に設定しようとするようになるだろうとした[267]。

関係者の一部は、確約決定の後にもホテルがオンライン上で提示する宿泊料金に比較して同等ないしより低い宿泊料金をブッキングドットコム上で提示する義務—いいかえれば、限定型同等性条項—が残存することを批判し、なかでも苦情申立を行った団体のうち2団体(UMIH及びGNC)及びアコー社は、経済分析の結果を示しつつ、この義務が存在すると、ホテルは自己のウェブサイト—これを通じて予約を確保する場合にはホテルは手数料を支払う必要がないことになる—上で提示する宿泊料金を安くすれば、オンライン旅行業者のサイト上で提示する宿泊料金も安くしなければならなくなることから、どのオンライン旅行業者に対しても宿泊料金を下げる意欲はもちにくく、このために確約決定後はオンライン旅行業者間で異なる宿泊料金が提示されることになることにも、オンライン旅行業者が課す手数料の水準が下がることにもなりそうしないと主張した[292]。競争当局は、示された経済分析がオンライン旅行業者の独占等実際と異なる仮定をおく静学的モデルであることなどの難点をもつことを指摘して、この主張に反駁した[294-316]。

第 6 章 競争制限行為規制法にかかるパリ商事裁判所判決

1 はじめに

パリ商事裁判所においては、経済担当大臣らの提訴を受けて、ブッキングドットコム及びエクスペディアの行為が L442-6 条 1 項 2 号及び L442-6 条 II 項 (d) に違反するかどうか問題となった。経済担当大臣らは、宿泊料金にかかる同等性条項についてはこれらの規定に反し無効であること、及び、空室数にかかる同等性条項については宿泊料金にかかる同等性条項に伴いこれに密接に関係するものであって L442-6-II2 号に反すると主張した。

ブッキングドットコム及びエクスペディアに対する訴えは、それぞれ別に審理され、いずれの判決でも手続及び管轄にかかる争点についても判断が下された。実体的争点にかかる判断は次の通りである。なお、次章（旅行業法改正）における検討において必要があるため、本章ではエクスペディアに関する判決についても説明している。

2 パリ商事裁判所判決

(1) エクスペディア事件 2015 年 5 月 7 日判決³¹

エクスペディア事件判決において、裁判所は、適用があるのは L442-6 条 1 項 2 号のみであるとして³²、同号に照らして検討を行い、宿泊料金等にかかる同等性条項については違法・無効とし、空室数にかかる同等性条項は無効でないと判断した。

まず宿泊料金にかかる同等性条項について、エクスペディアは、同条項によって保障された低い宿泊料金は最終消費者の利益になるものであってプラットフォーム事業

³¹ Tribunal de Commerce de Paris (13^{eme} Ch.), Jugement, 07/05/2015, Affaire 2013059306 (Expedia).

³² 契約の準拠法がイングランド法であるところ、EC 規則 593/2008 号（ローマ I 規則）により、フランス法が適用されるかについて判断し、L442-6 条 1 項 2 号の規定は適用されるが、L442-6 条 II 項 (d) の規定は適用しないと判断した。ローマ I 規則によれば、公共の利益を保護するために決定的 (crucial) とみられる事項についての規定は強制的ルールにあたるものとして、準拠法のいかにかわらず、フランス法の適用があることになる（ローマ I 規則 9 条 1 項）

³² この点について、裁判所は、L442-6-12 号の規定は、契約における相対的弱者 (partie faible) を保護することを目的としたものではあるが、立法者がこの規定を取引における基本的ルールとして定めたことは立法理由書から明らかであるとして、この規定は強制的ルールを定めたものであるとした。他方で、L442-6 条 II 項 (d) の規定は、小企業がスーパーマーケットのような強力な買手に直面する場合のみに適用され一般的な射程をもつものではないことから、経済全体 (l'ensemble de l'economie) を保護するために決定的なものではないとして強制的ルールとはいえないと判断したものである。このような見方が確立されているわけではなく、実際に、ブッキングドットコム事件でパリ商事裁判所第 1 部はこれらの両方の規定について管轄があると判断している。

者の利益になるものではないこと、ならびに、同条項はエクスペディアが行った多額の投資及びビジネスモデルに対する対価としての性格をもっていることを主張していた。

これに対して、裁判所は、宿泊料金にかかる同等性条項は、宿泊料金に対する一定の割合という形で計算される手数料の水準は維持しながら、自己のプラットフォーム上で最も安い宿泊料金が提示されるようにすることを可能とするものであり、この結果として行われた最終消費者に対する最低価格保証は値引きを行った際にエクスペディアの利益に影響を与えることなくホテルの側に負担を与えるものとなることを指摘した。さらに、ホテルがエクスペディアに対して負う最低価格保障義務は、エクスペディアが空き部屋の購入及び再販売を行うことはなく、したがって予約に関するリスクを負担することがないことに鑑みて、同社の負う義務との間で均衡を失っているものであるとした。

以上より、裁判所は、宿泊料金にかかる同等性条項は著しい不均衡を生じさせてホテルを害するものであって、L442-6 条 1 項 2 号に反するとした。

他方で、空室数（予約可能性）に関する同等性条項については、裁判所は、宿泊料金にかかる同等性条項を無効と判断した以上、空室数にかかる同等性条項については判断する必要がないとした。また、裁判所は、いずれにしても、空室数に関する同等性条項は、エクスペディアが提供する広い可視性（visibility）により正当化されること及びエクスペディアに対する支払額が固定されていないことに鑑みて、当事者の権利間で不均衡を生じさせるものではないとした。裁判所は、空室数に関する同等性条項があっても、販売ルートごとに部屋について異なる価格をつけることは妨げられないことにも着目した。

経済担当大臣は 2 百万ユーロを上限とする制裁金の支払いを求めていたが、裁判所は、経済担当大臣は裁判所が生じた損害について検討を行うことができる証拠を何ら提出しなかったこと、事業者団体が積極的に事業者らを代表して訴訟に関わっていたため様々な市場参加者が本判決を知って理解することは確実にできたのであり違反行為を制止する機能をもつ制裁金を課す必要がなおあることが示されていないこと等を理由として、請求を棄却し制裁金の支払いは命じなかった。

エクスペディアは本判決に対して控訴を行ったが、その後の裁判の経緯は公表された資料からは明らかではない。なお、エクスペディアは 2015 年 8 月に欧州全域で広域型同等性条項を課すことをやめ（第 3 章 2 参照）、後にみる旅行業法改正の結果として価格に関して限定型同等性条項を課すこともできなくなっている。

(2) ブッキングドットコム事件 2016 年 11 月 29 日判決³³

ブッキングドットコム事件について、パリ商事裁判所は、2015 年 3 月 24 日に管轄があることについて判決を行い³⁴、2016 年 11 月 29 日に実体的問題について判決を行った。この判決時までには、フランス競争当局の確約決定及び旅行業法改正（次項参照）のために、問題となる行為の主要な部分が効力を失うに至っていた。しかし、裁判所はなおも L442-6 条 1 項 2 号及び L442-6 条 II 項 (d) に照らして判断を行った。

判決では、①宿泊料金その他取引条件にかかる同等性条項及び空室数にかかる同等性条項は L442-6 条 I 項 2 号及び L442-6 条 II 項 (d) に反し、②直接的なマーケティング行為の禁止は L442-6 条 I 項 2 号に反し、③ランキングにかかる取扱いは L442-6 条 I 項 2 号に、それぞれ違反すると判断した。他方で、知的財産権に関する条項及びホテルが責任を負う場合ないし範囲にかかる条項は L442-6 条 I 項 2 号に違反しないとされた。

これらのうち、なかでも同等性条項について、ブッキングドットコムは、同社のプラットフォームがホテルに対して提供する可視性（visibility）の対価であると主張していた。しかし、裁判所は、フランス競争当局に対して同等性条項の変更・削除を確約したことからして、ブッキングドットコムはこれらの条項が必要不可欠な対価にはあたらないことを自ら認めているとし、ブッキングドットコムの上記主張は認められないと判断した。

ブッキングドットコムは、さらに、同等性条項はプラットフォームでなく最終消費者の利益になるものであり、また投資及びビジネスモデルに対する対価（見返り）であることも主張した。これに対して裁判所は、エクスペディア事件判決におけるのと同様に、部屋の購入及び再販売を行わずリスクを負わないことを指摘し、他方で、価格同等性条項のためにホテルは様々な販売ルートにおける価格設定方針を自由に決定することができないことを指摘した。そして、以上より、価格同等性条項、空室数に関する同等性条項、その他の事業上の慣行は、L442-6 条 1 項 2 号及び L442-6 条 II 項 (d) に違反するとした。

直接販売の禁止については、裁判所は、ホテルがホテルの契約に関する情報をブッキングドットコムのウェブサイトに掲載すること及び顧客情報詳細を利用することを禁止し、これによりホテルが顧客を誘引する自由を不当に制限していたと判断した。この中で、裁判所は特にホテルが自己の望む手段により顧客を確保することの自由があることを強調した。この上で裁判所は、この条項を上記の通り違法と判断した。

ランキングについては、ホテルがブッキングドットコムに支払う手数料の額によりサーチエンジンでの表示方法（ランキング）が決まるようにしている慣行が問題となった。裁判所は、この慣行は 2 つの点で有害であるとした。これらの害とは、第一に、この慣行はホテル間で手数料を競り合いして押し上げることにつながり、第二に、最

³³ Tribunal de Commerce de Paris (1eme Ch.), Jugement, 29/11/2016, RG 2014027403 (Booking.com).

³⁴ Tribunal de Commerce de Paris (1eme Ch.), Jugement, 24/03/2015, RG 2014027403 (Booking.com).

終消費者はランキングを質的基準に基づくものと考え、これにより顧客が欺かれる結果となるというものである。裁判所は、このような慣行は、ブッキングドットコムに一方的かつ恣意的な力を与えるものであるとし、上記の通り違法と判断した。

第7章 旅行業法改正

1 はじめに

パリ商事裁判所によって違法とされた行為は、2005年8月6日の経済成長、経済活動及び機会均等に関する法（「マクロン法（Loi Macron）」と呼ばれる。）による旅行業法改正によって、より一般的に規制されることになった。

2 改正旅行業法

改正された旅行業法の規定（資料7参照）は、ブッキングドットコムのみならずオンライン旅行業分野を全体として競争的なものとすることを目指すものであり、その概要は以下の通りである。

- ・代理契約制度：オンライン旅行者とホテルの関係は、代理契約であることとなった。この法制度の下、オンライン旅行者は真の意味で代理人として行動する—いいかえれば、ホテルのために行為を行う—こととなった。

- ・ホテルに対してより大きな自由を認めることについて：ホテルは、特定の流通チャネルにおける値下げを完全に自由に行うことができるべきこととされ、これに反するいかなる条項も無効とされることとなった。旅行業法改正は、ホテルが、オンライン旅行者上でつけている価格がどのようなものであるかにかかわらず自己のウェブサイトを含むあらゆる流通チャネルにおいてホテル自身が望む価格をつけることを可能とするものである。なお、代理人が受領する報酬の額は、当事者により自由に決めることができるものとされた。

- ・ホテルの保護：オンライン旅行者が書面の代理契約を交わすことなく事業活動を行うと、3万ユーロ以下又は15万ユーロ以下という多額の罰金が科されうることとなった。さらに、代理人が受領する報酬の額が当事者により自由に設定されなかった場合には、7500ユーロ以下又は3万ユーロ以下の罰金が科されうることとなった。なお、この制裁は、行政上の制裁ではなく、刑事罰である。

これらの規定は、オンライン旅行者がフランス国内に設立されたホテルに対してサービスを提供する限り、オンライン旅行者の設立地を問わず、適用される。また、改正旅行業法では、改正法発効前に締結されたホテルとオンライン旅行者との間の契約は、全て、効力を失うと規定している。これにより、2015年8月8日をもって、この契約に該当する契約は全て失効したことになる。また、改正後の旅行業法 L311-

5-1 条ないし L311-5-2 条に反する契約は、フランス民法 1178 条に基づき無効とされることになる。

本改正は、ブッキングドットコム事件パリ商事裁判所判決が出される前に行われた。この時点では、商事実務委員会は広範な範囲で同等性条項を違法であるとの見解を示したものの同意見は諮問的なものに留まっており、エクスペディア事件パリ商事裁判所判決は L442-6 条 II 項(d)（競争者に適用した有利な取引条件と同等の条件を自動的に適用することの禁止）の規定は契約が準拠法が例えば英国法であれば適用がないとするなど限定的な内容のものであり、競争当局のブッキングドットコム事件確約決定ではホテルがオンライン上で提示する宿泊料金と比較してプラットフォーム上で提示する宿泊料金等の取引条件を同等またはより有利なものとするを求める条項は違法としていなかった。さらに、エクスペディア事件判決及びブッキングドットコム事件確約決定は、これらの特定のオンライン旅行者との間で締結された契約について判断したものであって、同種の事業を営む他のオンライン旅行者が同種の行為を行った時にどのような法的評価がなされるかは明らかではなかった。判決も確約決定も、金銭的制裁を課してもいなかった。

これらに対して、本改正の後に出されたブッキングドットコム事件パリ商事裁判所判決は、L442-6 条 II 項(d)の適用があると判断しており、ホテル自身がオンラインで直接に販売する場合と比較して同等性を要求する条項を違法とするなど、広い範囲で条項を無効とした。ただ、同じパリ商事裁判所が出したエクスペディア判決では異なる立場が示されていたのであって法的不確実性は解消されなかったし、ブッキングドットコムという特定のオンライン旅行者との間の特定の契約に関するものであったこと、なかでも判断においては同等性条項のみならず契約上の多数の条項を全体としてみて L442-6 条 I 項 2 号上の著しい不均衡があるとされていたことから、同種の事業を営む他のオンライン旅行者が同種の行為を行った時にいかなる法的評価がなされるかについての不確実性を残すものであった。

これらのことを考慮すると、改正された旅行業法は、オンライン旅行者が一般的に代理の地位に立つことを明らかにし、特定のオンライン旅行者に限定することなく一般的にオンラインについて適用され、ホテルに価格等の取引条件を決定する自由を保障するとともに、当該自由を制限する条項は無効とした上で、違反した場合に金銭的なペナルティを課しているという点で、一連の決定等と比較すると手厚くホテルの自由を保護するものであるといえる。ただし、旅行業法では空室数に関しては触れておらず、この点については、決定等の方が同等性条項を禁じる範囲が広い。

第8章 その後の動き

1. フランス競争当局：確約決定の事後検証（2017年2月）

フランス競争当局は、確約決定にしたがって、2016年2月からブッキングドットコム³⁵の確約の有効性に関する調査を実施し、この結果を2017年2月に公表した³⁵。

フランス競争当局は、確約決定から調査実施までの時間が短かったこと、旅行業法の改正がありこの影響と確約決定の影響を分けて考えることができないこと、テロとこれによる旅行者の減少があったこと等のために、確約の有効性を確認することが困難であることを指摘した。この上で、宿泊料金の差異化の程度は概ね増加しているといえる一ただし、その程度、異なる宿泊料金が設定されることがどの程度一般的となっているか、さらにこの違いが確約により生じたのか旅行業法改正により生じたのか等については明らかにすることが困難であるとした。

以上の結果から、フランス競争当局は、この分野における競争の状況は依然として警戒を要するものだとし、競争の進展状況によっては、新たに反競争行為が行われていることが明らかになれば、手続を再開する可能性があるとした。

2. 欧州モニタリング・プロジェクト

2016年7月からは、EU加盟国10カ国（英、伊、蘭、独、仏、アイルランド、ベルギー、チェコ、スウェーデン、ハンガリー）及び欧州委員会が共同でオンライン旅行業者の「モニタリング」を実施し³⁶、この結果は2017年4月6日に公表された³⁷。この頃までには、ブッキングドットコム及びエクスペディアが欧州全域において広域型同等性条項を限定型に変更し、ドイツではブッキングドットコムに対して限定型同等性条項を禁じる命令が出され、フランスでは改正旅行業法が施行済となっていた（第3章2参照）。

報告書では、広域型同等性条項はホテルが手数料の低いオンライン旅行業者に対して見返り（reward）を与えることができなくすることにより既存オンライン旅行業者間の競争を緩和（softening）する効果及び新規又は規模の小さいオンライン旅行業者を排除する効果をもつ一方で、限定型同等性条項は、ホテルが異なるオンライン旅行業者間で価格を変えようとするインセンティブを減らすことにより広域型同等性条

³⁵ Autorité de la concurrence, Bilan de l'efficacité des engagements pris par Booking.com, devant l'Autorité de la concurrence (9 février 2017)
<http://www.autoritedelaconcurrence.fr/doc/bilan_engagements_booking_final_9fev17.pdf>.

³⁶ See, e.g., Competition and Markets Authority (UK), Press release, Monitoring project launched in online hotel booking sector (13 July 2016)
<<https://www.gov.uk/government/news/monitoring-project-launched-in-online-hotel-booking-sector>>.

³⁷ Monitoring report.

項がもつ競争制限効果を維持する効果をもつとの見方に立って³⁸、異なるチャネル間で価格及び部屋数に差異が生じているか並びにオンライン旅行業者が課す手数料の水準に変化があるかの検討等が行われた³⁹。

公表された報告書では、16,000のホテル（うち3千がフランスに所在）、19の大規模なホテルチェーン、20のオンライン旅行業者及び11のメタサーチ・ウェブサイトに対する調査結果が明らかにされた。結果の概要は以下のとおりである。なお、一連の結果について、広域型同等性条項の削除から調査まで時間が短いこと、回答数が多くはなく偏りもあったこと等が指摘され、調査の有効性についての留保が示された⁴⁰。

[同等性条項削除・変更について知っているかどうかについて]

・ホテルがオンライン旅行業者の同等性条項を変えたことを認識しているかどうかについて：47%のホテルがブッキングドットコム及びエクスペディアが同等性条項を削除又は変更したことを知らなかったと回答した。

[オンライン旅行業者間の宿泊料金の差異について]

・回答した79%のホテルが、ブッキングドットコム及びエクスペディアが広域型同等性条項を限定型同等性条項に変更して以来回答までにオンライン旅行業者間で価格に差異を設けることはしなかった、と回答した。価格に差異を設けなかった理由のうち最も多かったのは、ホテルは特定のオンライン旅行業者に対して異なる扱いをする理由がなかったというものであった。他方で、オンライン旅行業者間で価格に差異を設けた21%の回答者については、価格に差異を設けた理由のうち最多のものは特定のオンライン旅行業者において可視性を高めるため、というものだった。

作業部会では、電子的手段を用いたアンケート調査に加えて、主要なメタサーチ・エンジンから得られた宿泊料金のデータの検討も行い、次の結果を得た。

a) ブッキングドットコム及びエクスペディアによる広域型同等性条項から限定型同等性条項への変更は、10か国中8か国において、オンライン旅行業者間での価格差を増大させる結果を生じさせているものとみられる。

b) 広域型同等性条項から限定型同等性条項への変更及び改正旅行業法の発効は、オンライン旅行業者間での価格差を増大させる結果を生じさせているものとみられる。

c) ブッキングドットコムに対して限定型同等性条項を用いることを禁止したことは、ドイツにおいて、オンライン旅行業者間での価格差を増大させる結果を生じさせているものとみられる。

[オンライン旅行業者間の空室数の差異について]

³⁸ ibid 5

³⁹ ibid 5-6.

⁴⁰ ibid 8-9.

回答した 69%のホテルが、ブッキングドットコム及びエキスペディアが広域型同等性条項を限定型同等性条項に変更して以来回答までにオンライン旅行者間で空室数に差異を設けることはしなかった、と回答した。空室数に差異を設けなかった理由のうち最も多かったのは、ホテルは特定のオンライン旅行者に対して異なる扱いをする理由がなかったというものであった。

[オンライン旅行者の手数料]

回答した 90%のホテルが、2015年7月から2016年6月の間に、オンライン旅行者の手数料の基本料金は変化しなかったと述べた。

以上の調査結果に基づいて、関係加盟国競争当局らは、オンラインホテル宿泊予約分野に対する監視を続けて、適宜競争状況について再調査・検討を行うこととした。

おわりに

本ディスカッションペーパーでは、ブッキングドットコム(Booking.com)の課した同等性条項を中心として、オンライン旅行事業(宿泊予約)分野における有力なプラットフォーム事業者に対して、フランス競争法及びEU競争法がいかに適用・執行され、その前後にEU加盟国競争当局間における連絡・連携等がいかに行われたかを検討し、事業法である旅行業法の改正についても検討した。

プラットフォーム事業者による同等性条項の賦課が競争に与える影響、さらにこれらを判断する前提として市場画定や画定された市場における競争の状況をいかに評価すべきかについては、依然として未解明の問題が多いように思われる。競争法等に基づく法的介入が競争を回復する効果等をもたらすかも、現時点では明らかになっているとは言えない。もっとも、本事例におけるような仲介型プラットフォーム事業者の課す同等性条項が競争にいかにして悪影響を与えるか、すなわち競争の悪影響の主要な発生機序については、①プラットフォーム事業者がホテルから獲得する手数料の水準が当該事業者の運営するプラットフォーム上で提供される宿泊料金等に反映されないことを通じたプラットフォーム(ないし予約チャンネル)間の競争緩和(softening)効果、及び、②排除効果であることについてのコンセンサスは得られつつあるように思われる。また、他方で、この種の条項のもつ効率性改善効果ないし競争促進効果がただ乗り排除を通じたものであることについても了解が得られつつあるように思われる。

パリ商事裁判所、商事实務検討委員会は、同等性条項を含む各種条項について、プラットフォーム事業者が取引の相手方に過大で均衡を失する不利益を課すものであって、競争制限行為にあたらぬかの判断も行った。これら判断例は、プラットフォーム事業者が行為が取引の不正性や優越的地位濫用の観点からいかに評価されるかを示す事例として興味深い。日本とは異なる執行体制も興味深く感じられる。

フランスにおけるホテル及びホテルの団体は、競争当局への苦情申立て、経済担当大臣への働きかけ、競争制限行為に該当することを理由とする提訴、商事実務検討委員会への申立て、立法等、複数の手段を通じて、問題の行為の除去をはかった。垂直制限行為及び排除型行為については、競争的環境下で事業活動を行うことができなくなっている事業者が存在しており、これらの者のイニシアチブによる競争法のエンフォースメントが競争の回復及び一般消費者の利益確保にも資することが、従来から日本でも指摘されてきている。しかし、日本においてその主たる手段となることが期待された差止請求訴訟制度は殆ど利用されず、損害賠償請求を通じた民事上のエンフォースメントも低迷している。この点について、フランスの執行体制は全体として、垂直制限行為、排除行為及び地位濫用行為について、行政機関たる競争当局以外の専門家に判決・諮問等を行わせる道を開き、公的なエンフォースメントの窓口を複数用意するとともに、各フォーラムにおいて苦情申立てや手続参加を充実させることで私人に公的執行への関与を促しているともいえ、日本における独禁法執行のあり方を考える上で興味深い例を提供しているように思われる。このような私人のイニシアチブは、確約決定手続においても際立っている。

競争当局以外、なかでも当事者（さらにとりわけ競争上又は交渉上有利な地位に立つ者から地位濫用を受けていると考える当事者）を関与させ、地位の濫用行為をそれ自体として規制することについては、一方で、競争のダイナミズムをかえってすぐことになったり、効率性において劣るものの政治力は強い弱小企業の保護（特に自国企業の保護）という結果をもたらしたりすることになるといった危惧がありうる。このような懸念が現に妥当するかどうかについては、さらなる研究調査が必要であろう。

資料1 フランス競争法（抄訳）

フランス商法典

L420-1 条 市場における自由競争を妨害し、制限し、若しくは歪曲する目的を有し、又はかかる結果をもたらす共同行為、協定、明示若しくは黙示の取決め（undertakings）又は連合（coalitions）であつて、特に次の各号の一に該当する事項を内容とするもの（フランス外において設立されたグループに属する会社により直接に又はその間接的な関与（indirect intermediation）により行われた場合を含む。）は、禁止する。

- ① 他の事業者による市場へのアクセス又は競争の自由を制限すること
- ② 価格を人為的にあげ又は下げることにより価格が市場 [メカニズム] の自由な働きにより決まることを妨げること
- ③ 生産、取引機会、投資又は技術発展を制限し又は統制すること
- ④ 市場又は供給源を割り当てること

L420-2 条 市場又はその実質的部分における支配的地位を濫用する事業者又は事業者集団の行為は、L420-1 条の規定に基づいて、禁じられる。この濫用行為には、取引拒絶、抱き合わせ販売、販売条件の差別又は不当な取引条件を相手方が受諾しないことのみを理由として確立された取引関係を終了させることが含まれうる。

事業者又は事業者集団が顧客又は納入業者の経済的依存状態を濫用することも、それによって競争の機能又は構造が影響を受けようである場合には同様に禁止される。この濫用行為には、取引拒絶、抱き合わせ販売、L442-6 条 I 項に規定される差別的行為及び商品範囲を限定する契約が含まれる。

L420-2-1 条 [略]

L420-2-2 条 [略]

L420-3 条 L420-1 条、L420-2 条又は L420-2-1 条の規定により禁じられた行為を含む協定、合意又は契約条項は、無効とする。

L420-4 条

I. 次の行為には、L420-1 条及び L420-2 条の規定を適用しない。

① 法令又は法令に基づいて行われる規制を実施する結果として行われる行為

② 問題となる商品の実質的部分について参加事業者競争を排除する可能性を与えず、雇用の維持又は創出を含む経済発展の効果をもち、利用者に対してその結果として生ずる利益の公平な分配を行うものであることを行為を行う者が明らかにすることができる行為。[農産品に関する規定・略]

II. 中小企業の経営改善を目的とする協定等、一定の種類協定又は一定の協定は、競争当局の同意を得て、行政命令により、前条の条件を満たすものと認めることができる。

III. [L420-2-1 条に関する規定・略]

L442-6 条

I. 次の各号の一に違反する行為を行う生産者、事業者、製造業者その他手工業者（事業者）名簿に登録された者は、有責であり生じた損害を賠償する義務を負う。

① 相手方から実際に事業上提供される役務に対応しないこと又は提供される役務の価値に対して相応性を欠くことが明らかな何らかの利益の提供を受けること又は受けようとする事。なかでも、販売促進又は双方にとって利益になるという観点から正当化されず且つ相当の補償を伴わない店舗の改装、店舗での商品取扱い若しくは購買センターの取得又は投資について協賛金の提供を受けること、販売額を人為的に増やすこと、及び、他の顧客に対して設けられている販売の条件と同等のものとする事を要求し又は契約期間中にマージン又は利益率を維持し若しくは不当に増大させることを追加的に要求することは前記の利益に該当する。

② 当事者の権利及び義務について著しい不均衡を生じさせる債務を取引相手に負わせること又は負わせようとする事

③ 注文を行う条件として一定の利益の提供を受けること又は受けようとする事。ただし、利益に相応する量を購入することを書面で約束することなく、かつ場合によっては納入業者が要求し書面の契約上で提供の義務がある役務を提供することなく、当該利益の提供を受け又は受けようとする場合に限る。

④ 取引関係を完全に又は部分的に突然に打ち切ることを示唆することにより不当であることが明らかな価格、支払条件又は購入若しくは販売にかかる債務に含まれ又は附随するものではない取引条件を設けること又は設けようとする事

⑤ 取引を行った期間に相応し通常の商慣行に従って事業横断的協定によって決定される最短の通知期間を設定する書面の通知を行うことなく確立された取引関係を完全に又は部分的に突然に打ち切る事。なお、取引関係が流通業者のブランドを付した製品の供給に関するものである場合には、通知期間は、当該商品が当該流通業者のブランドが付されない製品の供給に関するものである場合の 2 倍とする。上記協定が存在しない場合には、経済担当大臣は、省令により、製品分類ごとに商慣行を考慮し

て通知期間を定めること、及び、取引関係の継続期間等を考慮して取引関係を打ち切る際の条件を定めることができる。

なお、この規定は、相手方が債務を履行しなかった場合又は不可抗力が生じた場合に、通知を行うことなく取引を打ち切る権利に影響を与える者ではない。取引関係が隔地間の競り合いの結果として終了する場合には、通知期間は、当初の通知期間が 6 月未満である場合には本項の規定を適用して設定される通知期間の 2 倍（これ以外の場合には少なくとも 1 年）とする。

⑥ 選択的流通契約又は排他的流通契約により販売業者に対して課されるネットワークの外での再販売禁止条項（ただし、競争法の関連する規定の適用を免除されたものに限る。）に反する行為に直接又は間接に関与すること

⑦ 契約の目的たる商品又は役務と直接に関係しない公的指数を参照して L441-7 条 I 項又は L441-7-1 条最後から 2 番目の段落に規定される価格を改定する条項、又は、L441-8 条に規定される価格を再交渉する条項を課すこと

⑧ 商品の受領拒絶若しくは返品を行い、又は、債務が明確性を欠き支払い期日が到来していないにもかかわらず問題が現に存在することを確認する機会を与えることなく、納品期日を守らず又は適合性を欠くことを理由として約罰又は減額分に相当する額を納入業者が発行したインボイスに記載される額から自動的に控除すること

⑨ 製品を購入する者又は役務の提供を受ける者が事業上の目的により L441-6 条に規定される販売条件を明らかにすることを求めた場合にこれを怠ること

⑩ 流通業者のブランドとして販売される製品について行われる表示に消費者法典 L112-6 条の規定に従い製造業者の名称及び住所を記載することを拒むこと

⑪ [略]

⑫ 商品又は役務に対して、買手との交渉を行うことなく設定された約款上定められた単価に従って合意された価格、又は、L441-7 条（ただし、この規定に対して改正があればそれが適用され且つ改正 L441-8 条に規定される再交渉があることがある。）に規定される合意に基づいて行われる事業上の交渉終結時合意された価格とは異なる価格による注文を行い、支払い又はインボイス上に表示すること

⑬ 不可抗力により履行が遅滞した場合に取引の相手方に約罰を課すこと又は課そうとすること

II . 生産者、事業者、製造業者その他手工業者（事業者）名簿に登録された者が次の各号の一に該当する行為が行うことができることを規定する契約条項又は契約は、無効である。

a) 遡及的に割引、リベート又は事業協力協定による利益を受けること

b) 発注前に引き合いを受けるべき地位にあることを付与されることに対して支払いを受けること

c) 第三者に債務を移転することを禁ずること

d) 競争者に対して相手方が適用した条件に比べてより有利な取引条件の適用を自動的に受けること

e) 300 平方メートル未満の店舗で小売業を営む再販売事業者に対して、事業の譲渡又は移転について有利な扱いを受ける地位を付与させ、取引期間後の競業禁止義務を課し、又は、当該再販売業者が排他的取引を行い又は 2 年を超える期間商品又は役務を購入することを規定する排他的取引に類する約束を行うことを当該商品又は役務を供給する条件とすること（ただし、これらが商標又はノウハウの使用許諾と直接又は間接に関係する場合は、この限りでない。）

[以下略]

資料2 競争制限行為にかかる判決の状況⁴¹

L442-6条にかかる判決の数（総数）

年/裁判所	第1審裁判所(括弧内は商事裁判所の内数(注))	控訴裁判所	破棄院	憲法評議会	合計（経済担当大臣による提訴の内数）
2012	11	8	3	-	23 (17)
2013	10 (8)	13	1	-	24 (18)
2014	6 (5)	11	4	-	21 (15)
2015	8 (8)	8	7	-	23 (19)
2016	4 (4)	4	4	1	13 (9)

注) 判明している年のみ表記した。

違反行為類型/争点別の判決数

年 / 裁判所	著しい不均衡にかかるもの	相当な対価の支払いなく利益を受ける行為にかかるもの	取引関係の突然の打ち切りにかかるもの	これら以外の規定にかかるもの (L442-6-I③等)	手続にかかるもの他 (カッコ内は手続にかかるもの内数)	合計 (注)
2012	3	7	5	2	4 (4)	23
2013	15	6	6	4	-	24
2014	7	4	3	3	-	21
2015	10	3	1	2	9(9)	23
2016	3	2	3	1	5(4)	13

(注) 1つの判決が複数事項に関係することがあること等のために、各項目の判決数の合計と一致しない。

判決により命じられた民事罰金の額（年合計・単位ユーロ）

2008	1,537,300
2009	4,491,301
2010	756,500
2011	2,288,000

⁴¹ DGCCRF, Le bilan de la jurisprudence civile, administrative et pénale 2016 (Mai 2017), <https://www.economie.gouv.fr/files/files/directions_services/cepc/etude/Bilan_decisions_judiciaires2016_dgccrf.pdf>及び DGCCRF, Le bilan de la jurisprudence civile et pénale 2012-2015, <<https://www.economie.gouv.fr/cepc/etudes-jurisprudence>>をもとに作成した。

2012	4,827,000
2013	4,975,000
2014	727,000
2015	2,580,000
2016	150,000

L442-6 条に反して行われ裁判所により返還が命じられた支払額の合計（年合計・単位ユーロ）

2012	18,837,992
2013	72,179
2014	16,000
2015	78,259,791
2016	76,871,390

資料3 支払遅延行為規制の状況（2016年）⁴²

行政制裁金賦課のための手続及び当該手続により納付が命じられた制裁金額の合計

228件／約1億9百万ユーロ

— うち納付の通知がなされたもの 165件／650万ユーロ

— 係属中のもの 63件／440万ユーロ

行政制裁金賦課手続における制裁金額と件数（制裁金額単位・ユーロ）

額 / 件数	1万未満	1万以上2万未満	2万以上3万未満	3万以上4万未満	4万以上5万未満	5万以上10万未満	10万以上
	92件	42件	26件	9件	7件	13件	39件

⁴² DGCCRF, Le bilan de la jurisprudence civile, administrative et pénale 2016 (Mai 2017), <https://www.economie.gouv.fr/files/files/directions_services/cepc/etude/Bilan_decisions_judiciaires2016_dgccrf.pdf>による。

資料 4 商事実務検討委員会の意見発出状況（2002-2016 年 L442-6 条等関係）

適用された規定（違反行為の種類）	件数
L442-2 条（原価割れ販売）	6
L442-5 条（再販売価格拘束）	2
L442-6 条 1 項 1 号（不当な利益提供を受けること又はその要請）	19
L442-6 条 1 項 2 号（権利又は義務について著しい不均衡を生じさせる行為）	55
L442-6 条 1 項 3 号（不当な発注）	4
L442-6 条 1 項 4 号（取引関係打ち切りの示唆）	12
L442-6 条 1 項 5 号（取引関係の突然の打ち切り）	18
L442-6 条 1 項 7 号（不当な Settlement 条件の設定）	7
L442-6 条 1 項 8 号（返品等）	10
L442-6 条 1 項第 12 号（減額）	2
L442-6 条 II 項 a（遡及的に利益を受けること）	3
L442-6 条 II 項 d（同等条件の適用）	1
旧 L442-6 条 1 項 1 号（差別的取り扱い）	6
旧 L442-6 条 1 項 1 号（経済的依存状態の濫用）	6

資料5 フランス競争当局 2014-2016年 決定一覧⁴³

確約 (○)	番号	決定日	事件名又は事業分野（会社名） [違反の種類等]
	14-D-01	2014/2/13	鉄道貨物輸送事業にかかる決定（12-D-25, 2012年12月28日）差止命令のフォローアップに関する件
	14-D-02	2014/2/20	スポーツ誌（新聞）に関する件 [支配的地位濫用（ライバル排除）]
	14-D-03	2014/2/20	タオルに関する件 [手続中止決定]
○	14-D-04	2014/2/25	オンライン競馬に関する件 [確約決定／独占事業と非独占事業の分離による参入促進]
	14-D-05	2014/6/13	レユニオン島及びマヨット島における移動体電話事業（一般消費者向）に関する件 [支配的地位濫用（高価格）]
	14-D-06	2014/7/8	医療情報データベース（Cegedim）に関する件 [支配的地位濫用（販売拒絶）]
	14-D-07	2014/7/23	in the sector of the distribution of brown products, in particular televisions
	14-D-08	2014/7/24	フランス領西インド領における乳製品販売事業 [支配的地位濫用（誹謗行為）]
○	14-D-09	2014/9/4	エスプレッソ・コーヒー機器（Nestlé, Nestec, Nestlé Nespresso, Nespresso France 及び Nestlé Entreprises）に関する件 [確約決定／新規参入等排除行為の禁止]
	14-D-10	2014/9/25	ネットワーク・移動体通信事業 [申立を退ける決定]
○	14-D-11	2014/10/2	鉄道切符販売（SNCF）事業 [確約決定／排除型行為規制・旅行代理店による切符販売事業の促進]
	14-D-12	2014/10/10	給与労働者向国民健康保険基金及び GIE SESAM-Vitale による医療情報提供に関する件 [申立却下決定]
	14-D-13	2014/10/10	サン＝ルイ・コミュニケーションの申立に関する慣行に関する件 [申立を退ける決定]
	14-D-14	2014/10/10	イヴリーヌにおける救急車・緊急医療輸送事業 [申立を退ける決定]
	14-D-15	2014/10/10	切手（stamp）分野

⁴³ 競争当局 HP（Autorité de la concurrence, <<http://www.autoritedelaconcurrence.fr/user/index.php>>）上で入手することができる決定、報道発表資料、年次報告書等により作成した。

			[申立を退ける決定]
	14-D-16	2014/11/18	マルティニークにおける軍人再配置事業 [談合]
	14-D-17	2014/11/20	地中海における海上娯楽施設修理事業 [申立を退ける決定]
	14-D-18	2014/11/28	オンライン・イベント販売事業 [手続中止決定]
	14-D-19	2014/12/18	清掃・衛生用洗浄・殺虫剤製品に関する件 [価格カルテル・協調的慣行]
	14-D-20	2014/12/22	フランスにおける壁紙事業に関する件 [価格カルテル]
	15-D-01	2015/2/1	地上波テレビ放送事業 [支配的地位濫用]
○ (遵)	15-D-02	2015/2/26	GIEによる独立性維持確約遵守に関する件 [確約決定不遵守・制裁金賦課決定]
	15-D-03	2015/3/11	乳製品分野 [価格・数量等カルテル]
	15-D-04	2015/3/26	ベーカリー事業分野 [水平合意(価格にかかる協調行為)]
○	15-D-05	2015/4/15	旅客運送分野(SNCFグループ) [支配的地位濫用(差別対価による排除行為)]
○	15-D-06	2015/4/21	宿泊予約事業分野(ブッキングドットコム事件) [確約決定/詳細は報告書本文参照]
	15-D-07	2015/4/23	植物保護製品分野 [垂直的価格制限]
	15-D-08	2015/5/5	家禽肉販売分野 [価格カルテル]
○	15-D-09	2015/6/4	移動体通信分野 [確約決定/排除効果をもつ長期契約の期間変更等]
	15-D-10	2015/6/11	エッフェル塔・TDF事業 [支配的地位濫用(排除行為)]
	15-D-11	2015/6/24	流通分野における予備的措置(provisional measures)申請に関する決定
○	15-D-12	2015/6/30	フランス・アルパイン・マウンテン・クラブ連盟並びにシャモニー及びサン・ジェーベのガイド会社に関する件
	15-D-13	2015/9/9	Gibmedia社による申立に関する件(Google/AdWords事件) [緊急停止命令申立棄却命令](当局による調査は実施)
○	15-D-14	2015/9/10	フランス海外領土における一般消費財流通(Bolton Solitaire SAS, Danone SA, Johnson & Johnson Health Beauty France SAS及びPernod Ricard SA)に関する件 [確約決定/排他条件付取引を非排他的なものに変更]
	15-D-15	2015/11/18	パリ北駅中二階商業施設割当(SNCF)に関する件 [申立を退ける決定]

○ (改)	15-D-16	2015/11/27	フランス・ゴルフ連盟確約決定（2012年12月21日、12-D-29）の変更申請に関する件 〔確約決定変更（市場環境を理由とするもの）〕
	15-D-17	2015/11/30	レユニオン島及びマヨット島における移動体通信事業に関する件 〔支配的地位濫用（差別対価による排除）〕
	15-D-18	2015/12/1	ビデオゲーム分野 〔垂直的価格制限・証拠不十分と判断〕
	15-D-19	2015/12/15	小包配送事業に関する件 〔価格カルテル〕
	15-D-20	2015/12/17	電気通信分野 〔支配的地位濫用（オレンジによる排除行為）〕
	16-D-01	2016/1/20	払戻可能でない医薬品流通にかかる商法 L 420-1 条に規定される慣行の一部に関する件 〔申立を退ける決定〕
	16-D-02	2016/1/27	バランにおける学校用バス事業に関する件 〔—（制裁金賦課決定）〕
	16-D-03	2016/2/10	廃電気・電子機器事業に関する件 〔申立を退ける決定〕
	16-D-04	2016/3/23	フランス Pro D2 ラグビーの放映権販売に関する件 〔申立を退ける決定〕
	16-D-05	2016/4/13	業務用厨房設備供給・設置・修理事業（Eurochef）に関する件 〔市場分割カルテル（Les décisions de transaction）〕
	16-D-06	2016/4/13	業務用厨房設備供給・設置・修理事業（CFATF）に関する件 〔市場分割カルテル（Les décisions de transaction）〕
	16-D-07	2016/4/19	Altice グループによる SFR の取得を承認する決定中に規定されるレユニオン島及びマヨット島における Outremer Telecom の移動体電話事業の売却にかかる義務遵守に関する件 〔不履行を理由とする制裁金賦課決定〕
	16-D-08	2016/5/4	ノール＝パ・ド・カレー地区における医療用画像・スキャナー・MRI 機器に対するアクセスに関する件 〔申立を退ける決定〕
	16-D-09	2016/5/12	レユニオン島における鉄骨及び溶接メッシュにかかる強化事業に関する件 〔取引先制限型カルテル〕
	16-D-11	2016/6/6	地上ヘルツテレビ放送事業分野 〔支配的地位濫用（差別対価による排除・誹謗行為）〕
	16-D-12	2016/6/9	光学事業分野（Carte Blanche Partners） 〔申立を退ける決定〕
○ (改)	16-D-13	2016/6/13	マスターカード確約決定（13-D-17, 2013年9月20日）見直し申請に関する件
	16-D-14	2016/6/23	建築用圧延亜鉛・亜鉛建材事業分野

			[支配的地位濫用（排他的契約）]
16-D-15	2016/7/6		フランス海外領土における消費財流通に関する件 [和解決定／排他的契約を非排他的なものに変更]
16-D-16	2016/7/12		グルノーブルにおける住宅供給事業 [申立を退ける決定]
16-D-17	2016/7/21		移動加熱液体燃料事業 [価格カルテル]
16-D-18	2016/9/8		学生向社会保障事業 [申立却下・手続中止決定]
16-D-19	2016/9/13		携帯消火器設置及び修理事業に関する件 [申立を退ける決定]
16-D-20	2016/9/29		モデル・エージェンシー事業に関する件 [価格カルテル]
16-D-21	2016/10/6		ケータリング事業 [申立を退ける決定]
16-D-22	2016/10/20		保険のオンライン販売に関する件 [証拠不十分と判断]
16-D-23	2016/10/24		歯科医による人口歯・インプラント治療分野 [申立を退ける決定]
16-D-24	2016/11/8		Altice グループに関する件 [ガン・ジャンピング（フランス商法 L430-8 条）]
16-D-25	2016/11/23		オンライン広告分野 [申立を退ける決定]
16-D-26	2016/11/24		業務用厨房設備供給・設置・修理事業（GIF グループ）に関する件 [市場分割カルテル]
16-D-27	2016/12/2		西ローヌ＝アルプ地域の公有地に関する件 [談合]
16-D-28	2016/12/6		西ローヌ＝アルプ地域の公有地に関する件 [談合]
16-D-29	2016/12/19		コピー機アフターサービスに関する件 [申立を退ける決定]
16-D-30	2016/12/21		銀行業（フランス相互信用連合銀行）に関する件 [申立却下決定]

資料 6 確約決定までのスケジュール⁴⁴ 2014-2016 年

事件番号	申告日 (複数ある 場合には最 も早い日 *2)	予備的検討 通知日 (複数ある場 合には最も 遅い日)	最初の確約 提案の日	意見募集開 始日	確約決定	決定文 頁 数 (注)
14-D-04	2012/1/2	2013/10/7	2013/10/28	2013/10/30	2014/2/25	36 頁
14-D-09	2010/12/10	2014/3/27	2014/4/16	2014/4/17	2014/9/4	39 頁
14-D-11	2010/5/11	2014/3/11	2014/4/18	2014/4/28	2014/10/2	47 頁
15-D-05	2012/11/7	2014/10/17	2014/11/7	2014/11/18	2015/4/15	18 頁
15-D-06(*1)	2013/7/26	2014/11/24	2014/12/11	2014/12/15	2015/4/21	76 頁
15-D-09	2014/7/30	-[*3]	2015/1/29	2015/2/3	2015/6/4	22 頁
15-D-12	-	2015/4/2	2015/4/28	2015/5/7	2015/7/30	27 頁
15-D-14	-	2015/4/2	2015/5/4- 12[*4]	2015/5/13	2015/9/10	16 頁

注) 添付文書(確約)を含まない数である。公表された決定文の頁数であり、原文ではより長いことがある。

*1) ブッキングドットコム事件確約決定である。

*2) 申告に基づかずに調査された場合等書かれていない場合がある。

*3) 不明である。

⁴⁴ 次の資料により作成したものである。Autorité de la concurrence, Décision n° 14-D-04 du 25 février 2014 relative à des pratiques mises en œuvre dans le secteur des paris hippiques en ligne, <<http://www.autoritedelaconcurrence.fr/pdf/avis/14d04.pdf>>; Décision n° 14-D-09 du 4 septembre 2014 sur les pratiques mises en œuvre par les sociétés Nestlé, Nestec, Nestlé Nespresso, Nespresso France et Nestlé Entreprises dans le secteur des machines à café expresso, <<http://www.autoritedelaconcurrence.fr/pdf/avis/14d09.pdf>>; Décision n° 14-D-11 du 2 octobre 2014 relative à des pratiques mises en œuvre dans le secteur de la distribution de billets de train, <<http://www.autoritedelaconcurrence.fr/pdf/avis/14d11.pdf>>; Décision n° 15-D-05 du 15 avril 2015 relative à des pratiques mises en œuvre par le groupe SNCF dans le secteur transport de personnes, <<http://www.autoritedelaconcurrence.fr/pdf/avis/15d05.pdf>>; Décision n° 15-D-09 du 4 juin 2015 relative à des pratiques mises en œuvre dans le secteur de l'hébergement des équipements de téléphonie mobile, <<http://www.autoritedelaconcurrence.fr/pdf/avis/15d09.pdf>>; Décision n° 15-D-12 du 30 juillet 2015 sur les pratiques mises en œuvre par la Fédération française des clubs alpins et de montagne et les Compagnies de guides de Chamonix et de Saint Gervais dans le secteur des guides de haute montagne (accès au Mont Blanc par le refuge du Goûter), <<http://www.autoritedelaconcurrence.fr/pdf/avis/15d12.pdf>>; Décision n° 15-D-14 du 10 septembre 2015 sur les pratiques mises en œuvre par les sociétés Bolton Solitaire SAS, Danone SA, Johnson & Johnson Santé et Beauté France SAS et Pernod-Ricard SA dans le secteur de la distribution des produits de grande consommation en outremer, <<http://www.autoritedelaconcurrence.fr/pdf/avis/15d14.pdf>>. なお、ここでは新規の確約案件だけを挙げた。本報告書第 5 章 1(8)の件数は、意見募集が行われた時をもとにしたものであり且つ新規案件(変更等の案件)を含むために、本資料の件数と数が一致しない。

*4)名宛人が複数存在し提案日が複数あった。

資料7 フランス旅行業法（抄訳）

L311-5-1 条 顧客に対してホテル名でホテルの部屋を宿泊に供するためにホテルとオンライン予約プラットフォームを営むもの又は法人との間において締結される契約は、民法 1984 条以下に規定する書面による委任契約（*contrat de mandat*）の形式によつてのみ行うことができる。

前段の規定にかかわらず、ホテルは、顧客に対して値引きその他の有利な取引条件を設定する自由を有するものとし、これに反する規定は書面によらない条項とみなす。

L311-5-2 条 L311-5-1 に規定する契約により、受任者の報酬にかかる条件及び宿泊その他役務提供の価格が決定されるものとする。

受任者の報酬は、ホテルとオンライン予約プラットフォームとの間で自由に決定されるものとする。

L311-5-3 条 L311-5-1 条の規定に従い契約を締結しない場合には、オンライン予約プラットフォームを営む事業者の代表者（*le représentant légal*）には 3 万ユーロ以下（ただし、法人については 15 万ユーロ以下）の罰金を科すものとする。

L311-5-2 条の規定に反するものには、7 千 5 百ユーロ以下（法人については 3 万ユーロ以下）の罰金を科すものとする。

上記の罪は、商法 L450-1 条に規定する調査官により同条に規定される条件に従って審査されるものとする。

L311-5-4 条 本節の規定は、フランスに所在するホテルのために宿泊予約がなされた場合に、オンライン予約プラットフォームの所在地にかかわらず、適用する。

2015 年 8 月 6 日の法律第 2015-990 号の公布前に締結された契約は、この法律の発効とともに失効する。